

平成30年塩尻市議会3月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成30年3月6日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 財産の無償譲渡について

議案第23号 平成30年度塩尻市一般会計予算中歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、8款土木費中4項都市計画費7目交通安全対策費、8目輸送対策費及び5項住宅費1目住宅企画費のうち空き家対策事業、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○出席委員・議員

委員長 牧野 直樹 君

副委員長 小澤 彰一 君

委員 中村 努 君

委員 古畑 秀夫 君

委員 西條 富雄 君

委員 村田 茂之 君

議長 金田 興一 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局局長 竹村 伸一 君

事務局次長 横山 文明 君

午前9時58分 開会

○**委員長** おはようございます。定刻前でございますが、全員おそろいですので、ただいまから3月定例会、総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者側から挨拶があれば、お願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。大変お忙しいところ、総務生活委員会の開催をいただきましてありがとうございます。新年度予算をはじめ議案を提案してございますので、よろしく御審査をいただきますよう、お願い申し上げます。

○**委員長** では、本日の日程を申し上げます。

当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。詳細については、副委員長から説明させます。

○**副委員長** おはようございます。今回の委員会は、本日と明日の2日間にわたり審査を行います。請願につきましては、説明者が来庁する都合上、明日の午後、最初に審査をする予定です。また、あすの委員会終了後、総務生活委員会協議会を開催いたします。

なお、本委員会での視察及び懇親会は行いません。定例会最終日の19日に、行政側主催の懇親会が予定されていますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心掛けていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクの使用をお願いいたします。

議案第1号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** それでは議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案関係資料の1ページをお願いいたします。

提案理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い必要な改正をするものです。

改正の概要は、新たに国民健康保険の財政運営の責任主体となる長野県から示された標準保険料率に基づき、国民健康保険税の税率等を次のように改めるものなどです。改定税率は表の平成30年度以降の税率等にお示ししたとおりでございます。税率改定の基本的な考え方について改めて申し上げますと、国保税の構成要素である医療保険分、後期高齢者支援分及び介護保険分の全てについて資産割課税を廃止し、課税方式を所得割、均等割及び平等割の3方式とするもの。その3方式による各税率は、長野県が示す標準保険税率を基本とすること。標準保険税率が現行税率を下回る部分は、標準保険税率に合わせて引き下げ、標準保険税率が現行税率を上回る部

分は、国保財政調整基金を活用して引き上げ幅を圧縮する、本市独自の激変緩和措置を行うといったものです。

また改定する税率は、平成30年度から平成32年度までの3カ年固定することを基本とするものであります。資産割課税の廃止につきましては、平成25年度からの塩尻市国民健康保険事業財政健全化指針において廃止するという方針がありましたし、国保制度改革における長野県の標準的な課税方式が、資産割を除く3方式となりましたので、将来的な県下統一税率への動向を見据えて、標準保険税率を基本に税率改定を行うこととしたものであります。

平成30年度以降の税率について、この表をごらんいただきますと、所得割はいずれも標準保険税率が現行を下回ったため、そのまま改定税率案としたものであります。均等割及び平等割については、介護納付金分の平等割だけ標準保険税率が現行税率を下回った以外はいずれも現行税率を上回り、上回った部分については、その増分の30%を圧縮した額を改定税率案としております。

塩尻市国民健康保険運営協議会への諮問内容は、1月29日に開催いただきました総務生活委員会協議会で説明させていただいたとおり、標準保険税率で課税する改定案に加え、標準保険税率の現行税率を上回った部分について、増分の圧縮を30%、50%、70%とする改定案の4つを諮問し、30%を圧縮するとした改定案を答申いただきました。本条例改正案は、その答申どおりの税率改定となっております。

条例の新旧対照表は、次の2ページからになります。第2条第1項は号で細分化し、国民健康保険税のうち第1号の医療保険分、第2号の後期高齢者支援金分及び第3号の介護保険納付金分は、それぞれ給付費等を長野県が負担するための費用として、市が納付する国民健康保険事業費納付金に充てるために課税すると定義しております。第1号で基礎課税額と言っているのは、医療保険分のことであります。3ページの第2項は、医療保険分の課税から資産割課税を削り、課税方式を所得割額、均等割額及び平等割額の合算額とするものです。同様に、3号の後期高齢者支援金分、第4項の介護納付金分からも資産割課税を削ります。また、資産割課税の税率を規定していた4ページの第4条、5ページの第8条、6ページの第12条を削除いたします。

税率改定につきましては4ページにお戻りいただきまして、第3条では医療保険分の所得割、第5条に均等割、第6条では平等割を改定税率に改めるものです。第6条第2号に特定世帯とあるのは、同居している配偶者などが後期高齢者医療制度の被保険者へ移行したことにより単身で国保の被保険者となった世帯を言い、平等割が5年間半額となります。また、5年たったその後、世帯構成が変わらなければ第3号の特定継続世帯に該当し、平等割がその後3年間、4分の3となります。

同様に、5ページの第7条では、後期高齢者支援金の所得割、第9条では均等割、6ページ第10条では平等割を改定税率に改め、第11条に介護納付金分の所得割、第13条では均等割、第14条では平等割を改定税率に改めるものであります。

第26条では、低所得世帯に対する均等割額と平等割額の軽減を規定しております。

7ページの第1号は7割軽減の規定で、アが医療保険分の均等割の軽減額、イが平等割の軽減額、ウが後期高齢者支援金分の均等割の軽減額、エが平等割の軽減額、オが介護納付金分の均等割の軽減額、カが平等割の軽減額となります。いずれも課税する額ではなく、課税額から減ずる額でありまして、均等割及び平等割の改定により金額を改正するものであります。

同様に8ページの第2号では5割軽減、9ページの第3号では、2割軽減の軽減額を改めるものであります。

10ページ、第27条の2につきましては非自発的失業とっておりますが、給与所得者が倒産や解雇、雇いどめなどによって離職した場合に、課税給与所得額を前年の給与所得額の30%とみなして国保税を課税するための申請手続きを規定している部分であります。離職理由の確認書類を提示することについて、マイナンバーによる情報連携の事務手順に合わせた改正を行うものであります。

本条例の施行日は平成30年4月1日からで、改定税率の適用は平成30年度分の国民健康保険税からとなります。なお、今回の条例改正内容には含まれておりませんが、後日、課税限度額の引き上げと負担軽減判定の所得要件の緩和に関しまして、4月1日から実施するための専決処分をさせていただく予定がございます。その改正は、現在、国会において審議されている地方税の一部を改正する法律の公布に伴い改正公布されます地方税法施行令の改正によるものであります。例年、法案の成立が3月末になりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。委員の皆様から質問はありますか。事前に協議会もやっておりますので、多分、この件に対してはないと思いますが、その後、聞きたいことがあるようでしたら質問をしてください。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いいですか。ないようですので審議を終了いたします。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第2号塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第2号塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料の11ページをお願いいたします。

まず提案理由でございます。国家公務員退職手当法の一部が、この平成30年1月1日に改正されたことに準じまして、必要な改正をお願いするものでございます。

条例改正の概要に移る前に、この国家公務員退職手当法の改正について、若干御説明をしたいと思うんですけども。人事院につきましては、おおむね5年ごとに国家公務員の退職手当支給水準の見直しを行うということで調査をしているということでございまして、官民比較調査の結果、国家公務員と民間の差が、平均でございます

が78万1,000円の差があるということがわかりまして、今回、退職手当の支給水準を見直し、引き下げるという改定でございました。具体的に申し上げますと、後ほど説明いたしますけれども、退職手当を計算する中で調整率というものがございます。これを100分の87から100分の83.7に引き下げるという内容でございました。これは後ほど御説明申し上げます。

それでは2の概要でございます。塩尻市職員の退職手当に関しましては、基本額と調整額というものを足したものが退職手当の額となるわけでございますが、この基本額は退職日の給料月額に、勤務年数に応じた支給割合を掛けたもの。さらに、先ほど申し上げました調整率を掛けたものが退職手当の額になるわけでございます、この退職手当の調整率を国家公務員に準じまして100分の87から100分の83.7に引き下げるというものでございます。

それでは、条例の改正のほうにまいりたいんですけども、まず、議案のほうをごらんいただきたいと思います。ごらんいただけますように、この改正は3条立てでなっております。

1つは、本法の附則の改正、第2条は昭和48年の一部改正の附則の改正、第3条は、平成18年の一部改正の附則の改正ということになっております。このように3条立てになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは新旧対照表のほうをお願いしたいと思います。議案関係資料の12ページでございます。まず、第1条の関係でございますが、第10条第9項の改正になります。現行第2項というものがございますが、改正案、前2項でございます。これは文言が間違っておりまして、今回の改正にあわせて、前2項というふうに改正をお願いするものでございます。大変申しわけございませんでした。

次に附則のほうでございます。附則第3項でございますが、こちらは調整率の関係をうたってございまして、3項は35年以下の期間、勤続して退職した者でございまして、4項以降は略されておりますが、4項は36年以上42年以下というような勤続した者の関係でございますが、この3項で言いますと35年以下の期間、勤続して退職した者に対します退職手当の基本額は、それぞれ計算した額に、この調整率100分の87を83.7に改めるという改正でございます。

次に、13ページの第2条の関係でございます。こちらは平成48年の一部改正の附則でございまして、第5項に適用日という文言がございますが、これは昭和47年12月1日のことでございます。ここで在職している職員のうち、3行目に35年以下である者と文言もございます。省略されておりますが6項には36年以上42年以下という文言がございます。この者につきまして、この調整率を100分の87から100分の83.7に改めるという内容でございます。

次に、3条関係、14ページをお願いしたいと思います。平成18年の一部改正条例の附則第2条でございます。この第2条につきましては、ずっと長い規定があるわけでございますが、簡単に申し上げますと、この一部改正によって改正された後の退職手当の額が、今現在改正前の退職手当の額を下回る場合は、多いほうの退職手当を保障しようというような規定でございまして、この文言の中にも100分の87あるいは104分の87という規定がございまして、この分子のほうを87から83.7に改めるものでございます。

なお、条例の施行につきましては、30年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○古畑秀夫委員 この12ページを見ると、失業者の退職手当って書いてあるけど、失業者っていうか退職、ちょっとこれよくわからないので説明していただきたいと思いますが。もう1つ、この35年以上42年まで勤めていた人も、83.7に引き下げられるっていう理解のわけでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○人事課長 まず、1つ目の失業者の関係でございますが、これは退職した者のことございまして、規定上このような失業者という規定になっておりますので御理解を頂戴したいのと、もう1点、36年以上42年以下の第4項に規定するものも同じように規定を、第3項の前項に定める割合という規定がございまして、同じように100分の87を100分の83.7というふうにするものでございます。

○古畑秀夫委員 そうすると、これで大体、民間との差額も78万円ぐらい引き下がるという理解のわけですか。

○人事課長 平均でございますが、約78万1,000円が引き下がり、民間との均衡がとれるというような改正でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○副委員長 今までの人事院の勧告に対して、大体、準じて市の条例を改正するという慣習になっているんでしょうか。

○人事課長 本市には人事委員会がございませんので、そういった人事委員会のない自治体につきましては、国家公務員の人事院勧告に準じまして改正をしているという例がございまして、私どもも、準じて改正をしているという形でございます。

○副委員長 御存じのように、今、大きな企業などでは退職金を全て給与のほうに上乘せをするという企業も出てきてるし、それから国家公務員の場合には、やっぱり都市、東京を中心に生活するという環境がありますし、それからかなり高額な退職金給与をもらってる方もいますので、民間と一概、こう国家公務員と比較したものを、そのまま市のほうに適用するというの、何か不都合というのはないんでしょうか。

○人事課長 独自の人事委員会を持っておりませんので、そういった人事院勧告は公務員の関係を準じるという方法をとらせていただいているのが実情でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○村田茂之委員 なかなか微妙なとこなんですが、対民間という言葉がすごいひっかかります。それは、基本調査は恐らくこちらではできないんだと思いますけれども、先ほど、小澤委員が言ったように、地方差、地域差と言うんですかね、そのあたりがどこまで見込まれてるのかっていうようなことを、ちょっと教えていただきたいと思います。

ちょっと補足ですけども、民間の中でも非常に高収益を得ているところもあります、そうでないところもあります。それから規模差によるところもあります。さらにやっぱり地域差というのも大きいと思っています。そういう中で、民間っておっしゃってるのは、我々近郊においてはどのように捉えてらっしゃるのかっていうことをお聞きしたい。

○委員長 村田委員。人事院が調べるやつで、当市ではそういうことは把握できてないと思うんですよ。

○村田茂之委員 であれば、結構です。

○委員長 ということでいいよね、人事課長。

○人事課長 大変申しわけございません。人事委員会がございませんので独自の調査ができないという状況でございます。人事院勧告のほうの調査に準じているという形でございます。

○委員長 そういうことで御理解をお願いいたします。ほかに。

じゃあ、いいですか私から。具体的に塩尻市の場合、大体、今年は退職者が少ないんで問題はさほどないと思うんですが、退職される皆さんはショックだと思います。

だけど来年、すごく塩尻市でも最高人数の退職者が予定されてます。年々年々、こうやって退職金が少なくなってくる。私も、途中退職したんですけど、私と比べた場合に、もう普通自動車1台分ぐらい退職金が違ってます。その辺は、職員の皆さん、どうお考えか。また、労働組合のほうからも、何ら、そういう意見も出てないかっていう、その塩尻市の内容をちょっと教えてください。

○人事課長 一般職の職員につきましては、実は平成25年度から段階的に退職手当を削減してございまして、25年度から現行、現在の状況までは約16.4%、引き下げをしてきたところでございます。

なお、この引き下げの都度もですね、あるいは今回の引き下げにつきましても、組合との話し合いをしてございますが、特に御意見は頂戴しておりません。以上です。

○委員長 もう1回。その16.4%、25年から下がったっていう、大体、お金にしたらどのぐらい。平均でいい。

○人事課長 400万円くらいであろうかと思います。

○委員長 やっぱここ4年ばかで、やっぱクラウン1台分くらい違うってことだよ。古畑部長、大変だよ。

そんなことで、これは人事院っていう特殊な事情があるんで、これ先ほど小澤委員からもお話がありましたけど、いろんな事情があると思います。公務員の皆さん、これから大変だと思いますが頑張ってやってください。

○副委員長 簡単な質問ですけど。県の人事委員会というのは、こういうものは計算というか、比較はしないのですか。

○人事課長 長野県におきましては、人事委員会がございまして、独自で調査等をしているはずでございます。以上です。

○副委員長 教員については、国家公務員の教員というのは、1人もいなくなりましたので、法人化によってね。比較する対象がなくて、大変、何かいろいろやりとりをしたようですけど。県の場合には独自に県の職員に対して調査をされるんだったら、県に準じたらいかがかんと思うんですが、いかがですか。

○人事課長 長野県の市町村につきまして、特に東北信の自治体につきましては、県の人事委員会に準じてというところもございまして、本市につきましては、人事院勧告のほうに準じているという形でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第2号塩尻市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第3号塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**人事課長** それでは議案関係資料16ページをお願いしたいと思います。

議案第3号塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。まず提案理由でございますが、特別職の職員の退職手当の支給水準を引き下げることに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。なお、特別職の職員の退職手当でございますが、退職時の給料月額に勤続月数を掛け、さらに役職に応じた割合を掛けて計算しているところでございます。

概要でございます。この特別職の職員の退職手当の額の選定に用います、この役職に応じた割合につきまして、次の表のように改めたいというものでございます。

具体的には、市長におきましては、現行100分の50を引き下げ後は100分の42、副市長は100分の35を100分の29.4、教育長につきましては100分の25を100分の23.5という形でございます。

なお、どうして今回、こうやって引き下げをお願いするかという点でございますが、先ほど少し一般職の退職手当のほうでお話が出ましたが、平成25年度から一般職につきましては約16.4%と引き下げをしてまいったところでございまして、特別職につきましても引き下げをあわせて行っていくべきではなからうかということございまして、このような額を、役職に応じた割合を引き下げたいというものでございます。なお、県内各市、この役職に応じた割合は、実はまちまちでございますが、今回引き下げることによって多くの市で対応しております役職に応じた割合に合ってくるという形でございます。

それでは、新旧対照表をお願いをしたいんですけども、17ページでございます。

そちらにございますように、それぞれ役職に応じた支給割合にするように改めてまいるところでございます。以上でございます。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**西條富雄委員** ただいま、他市の話も出ましたが、他市の状況を教えてください。

○**人事課長** この1月現在の状況でございますが、本市のように市長において100分50としている市が、5市でございます。また、今回、私どもが改めようとしている100分の42としているところが10市でございます。また、そのほかに、100分の43が1市、100分の44が1市、100分45が1市ということでございまして、それぞれ各市の事情によってでなからうかと想像いたしますけれども、そのような状況になっております。以上です。

○**西條富雄委員** 他市は、そうすると一般職を下げたときにも実行してるのか、あるいは今回、みんな足並みそろえて下げたんでしょうか。

○人事課長 各市、首長の選挙がございますので、その選挙のタイミングを見計らって改正を行ってきていると思います。なお、本市におきましても、この9月に選挙がございますので、今回お願いをしたものでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。じゃあ、私から1ついいですか。

特別職は月数なんで、市長の場合、4年間というとなんか48倍だわね。職員は年数なんで、4年やりや4倍だわつていうような計算になってくると思うんですよ。塩尻市の場合、今回、9月に選挙があるってことで、ちなみに退職されたときには、市長の退職金ってのは、どういふようになるんですかな。

○人事課長 この条例の施行は、この30年4月1日から施行という形をとらせていただきますので、この規定を適用させていただいて、例えば市長におきましては100分の42という形をとってまいります。改正後の割合を適用させるというものでございます。

○委員長 じゃ、うんと減っちゃうね、月数だで。4年と48と、うんと減っちゃうね。

○人事課長 あえて数字を申し上げますと、市長におきましては、

○委員長 それを聞いたかったんだよね。

○人事課長 市長におきましては、350万円余の減額でございます。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。

自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号については、全員一致をもって可決するものと決しました。

議案第4号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第4号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○消防防災課長 議案関係資料の18ページをお願いいたします。提案理由でございますが、非常勤消防団員にかかわります損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償にかかわる補償基準額について、扶養親族がある場合における加算額を改定するものであり、平成30年4月1日から施行するものでございます。

19ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第5条第3項の補償基準額でございますが、現行では第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については267円を、そのうち第1号に該当するものがない場合には333円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については217円を、その内、第1号及び第2号に該当する扶養親族がない場合には300円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基準額としていましたけれども、改正案では、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は217円を、第2号に該当する場合は333円をそれぞれ加算をして得た額をもちまして補償基準額とするものでございます。

なお、配偶者にかかわる扶養手当は、1万円から6,500円と減額となりまして、子に係る扶養手当は8,000円から1万円に増額となっております。また、現在該当する者はございません。以上でありますので、よろしく願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○西條富雄委員 今の配偶者と子供の金額を、ちょっと速かったので、もう1回お願いします。

○消防防災課長 改正後のほうでよろしいですか。改正案でございますけれども、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は217円を、第2号に該当する場合は333円が加算されます。以上です。

○委員長 配偶者と。

○消防防災課長 わかりました。配偶者にかかわる扶養手当につきましては、1万円から6,500円へと減額となりまして、子にかかわる扶養手当につきましては8,000円から1万円に増額となっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 塩尻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第5号塩尻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは議案第5号塩尻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案関係資料の20ページをお願いいたします。

提案理由は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、一部改正される高齢者の医療の確保に関する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものであります。

改正の概要につきましては、市が保険料を徴収すべき被保険者に、県外に入院している市国民健康保険の住所地特例適用被保険者であって、後期高齢者医療の被保険者となった際に、長野県後期高齢者医療の被保険者となるものを加えるものでございます。

法改正前の規定では、もともと後期高齢者医療制度の被保険者であった者が、他の都道府県の病院や施設に住所を移して入院等をした場合に住所地特例が適用され、従前住所地の被保険者として継続するものでありました。

法改正によって変わるところは、国保住所地特例者が75歳に到達して後期高齢者医療の被保険者となるときに法改正前では75歳到達時の住所地、つまり病院等の住所地の被保険者となっていたものが、法改正後は国保の住所地特例を適用した従前住所地の被保険者となるというものでございます。説明の都合上、今のことを国保住所地特例の引き継ぎ者と呼ばせていただきます。

条例の新旧対照表は、次の21ページからです。第3条は本市が保険料を徴収すべき保険者の規定でございます。

次の22ページの第5号は、本市にとっての国保住所地特例の引き継ぎ者を、法改正に伴い保険料を徴収すべき者に追加したものでございます。

ページ戻っていただきまして、第2号から第4号の改正部分は、従来の後期高齢者医療制度の住所地特例の規定を国保住所地特例の引き継ぎ者について準用するといった法規定に合わせて、改めている部分でございます。条例の施行日は平成30年4月1日からでございます。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○議長 そういうことになると、現在この法改正によって市内で入院している方で75歳に到達する人は、今までは住所地特例が受けられなかったというか、塩尻に住所地特例になっちゃったのが、今度はその前の住所地が住所地特例になるということですよ。そうすると、その該当者は今年度の場合、概算でわかりますか。

○市民課長 今のでありますと、他市の、もっと言うと他県の市町村の国保の住所地特例者ということですので、わかりません。

○委員長 人数等がわかりないと。多分、そうだと思います。もうちょっと簡単に言うと、どういうこと。この条例のやつの改正のやつも、もっとこう簡単に。例えば今まではこうだった。今からはこうなるよっていう、簡単に言ってくれないかな。

○市民課長 例えばですね、介護保険制度の住所地特例でいくと、75歳っていう境目がないものですから、住所地特例が前住所地のままずっと継続するわけなんです。この後期高齢者医療の場合は75歳で後期高齢の適用になるといったところで、国保ではその前住地の住所地特例だったものが、その人が75歳になった途端に、その病院のあるところの県の後期高齢者医療の被保険者になってしまう。

これは、結局もともとその市町村県には全く縁のない人が、たまたまそこに入院しているだけで、その方の医療給付を負うといった、ちょっと不合理な部分が改正されましたし、介護保険と後期高齢では、その住所地特例の該当市町村もしくは県というのはずれてしまうというところが、今後なくなります。

○委員長 わかりました。

○議長 それはわかったんですが、そうすると後期高齢者医療については県でいいんだけど、介護保険料の関係にもこれは影響してくるわけですよ。今までのいわゆる出るほうが。

○**委員長** 出るほうが同じ市になったってことですか。

○**市民課長** 今回のもの、特に介護保険制度について何か改正があるわけではないので、その影響というものはちょっと考えてません。

○**議長** 私が言ってるのは、そういう介護保険ではなくて、介護保険から市には支援金なり出しますよね、医療機関へ入院していれば。その分は、今度は幾らか変わってくるわけだね。いわゆるよその、他市の人が75歳過ぎると、今までは住所地特例というものは塩尻市になってたのが、もともとの住所地が、住所地特例の対象になるということになると、75歳を過ぎてきたときに介護保険のいわゆる医療費の負担分というのが減ってくるのかどうかってこと。

○**市民課長** 係長から答弁いたします。

○**国保年金係長** お答えになるかどうかなんですけども、今回の改正につきまして、まず医療費の負担は塩尻市としてではなくて後期高齢者医療、各47都道府県の広域連合で負担しているものですから、広域連合の医療費がふえるか減るかという議論になるかと思います。

今までは、実際、75歳になられて国保から離脱された方は、その現住居されている都道府県で医療費を持つということになっていたものが、今回の改正によって、それぞれもとにいた住所のところで負担をするということになるものですから、医療費がふえるかどうかという点においては、行って来いって言いますか、今回のこの住所地主義の特例自体が福祉施設を多く抱えている都道府県の負担を軽減するということが目的なものですから、ちょっとふえるか減るかという議論につきましてはお答えが難しいかなっていう点と、あと介護保険の絡みにつきましては75歳以上になられた方においては、後期高齢者医療につきましては、医療費の負担だけということになりますものですから、特に介護保険としての負担という認識はございません。

○**議長** 市には影響ないということだね。

○**委員長** よろしいですかね。他にありませんか。

○**古畑秀夫委員** そうすると今度は、全部75歳以前にこちらへ住所を移してきた人も、75歳になった時点では、75歳以前はどうなるわけ。こっち住所を移しちゃうとこっちで負担してるってことか。75歳になりゃ、県だで、例えば山梨県の人が長野県へ来て、塩尻に来て治療を受けてたとすると、それは75歳から山梨へ請求するみたいな形になるってことかい。その辺はどういうふうになるってことですか。

○**市民課長** 75歳前で、これは国保の場合を言っております。住所地特例につきましては、一番はその病院っていうよりは介護保険施設に入るような場合が多かろうと思いますけれども、住所を移して入所される。他県から塩尻市の施設に入った場合は、その他県の市町村の国保の話ですけれども、国保の住所地特例被保険者として、医療の負担はそちらの市町村のほうでしていただいていたものが、75歳になったときに、今までは、住所が塩尻市にあったので長野県の後期高齢者の被保険者だったんですが、その他県の後期高齢者の被保険者というふうになります。またその反対、他県の介護保険施設等に入所をされている、もともと塩尻市から住所を移された方については、国保の場合については、塩尻市の国保の住所地特例として、その医療の負担は、塩尻市が行っていたこと者が、今後は長野県のほうになりますけれども、75歳に到達したときに他県の後期高齢の被保険者であったのが改正前。で、それが、4月1日以降については、住所地特例を塩尻市で行っていたので長野県の後期高齢者医療の被保険者になるってことで、後期高齢者の医療の負担は長野県が行うといったことになります。そん

なことでもよろしいですか。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 それじゃあその前、今までの前の人は75歳になってる、わからないって言ったよね、さっき。途中からなった人数は把握してないってことだけど、その人たちも適用になるってこと。75歳以上に既になって、途中で。

○市民課長 既に本年3月31日までで、国保の住所地特例だった者については、従前、今までどおりですので、その病院のある市町村の属する県。

○古畑秀夫委員 それじゃあ、新たになってことですね。

○市民課長 なので、4月1日以降で適用される制度です。

○副委員長 移住によって、65歳から74歳までの方が本市に来て、そういう状態になったときには、これは特例扱いにはならないんですね。

○市民課長 これは施設、病院等ということで、そういった施設に入院とか入所した場合の特例でございますので、住所をこう、塩尻市にお家を建てたとか、アパートを借りたといったことで移り住んで来た方は。

○副委員長 方は普通の手順なんですか。

○市民課長 ええ。通常の、その住所地の後期高齢者医療が適用されます。

○中村努委員 今の逆のパターンになるかと思うんですが、年とってきて県外のお子さんと一緒に暮らすようになって、そこで入院するようになったときに、長野県に縁もゆかりもなくなったような状況のときに、この保険だけは長野県のはになると。

○市民課長 これは直接施設病院等に住所を移された場合でありますので、例えば、その息子の住んでいる住所地に1回同居して、その後入所したというのは該当しません。

○中村努委員 県外の病院に入院して、そのまま県外の息子さんのところに引き取られていくような人。

○市民課長 あくまで、その住所が病院等で継続する場合については、住所地特例が継続されるんですけども、一般の家に移動転居した場合は、住所地特例としては継続しませんので、その後、75歳に到達した場合は、その県の後期高齢者医療という。

○中村努委員 ちょっと感想なんですけど、同じ県内でね、御家族がいればいいんですけども、75歳以上になって他県で病院生活を送られて、どういふ手続きが発生するかわかりませんが、健康保険の手続きなんかやるときに、長野県に誰も知り合いがないのに、その辺、何かやりとりが発生したときにえらい不便じゃないかなってというような感想を持つんですよね。

○市民課長 今の御質問は、住所地特例が適用されている方が、要は遠い長野県とのやりとりでいろいろな手続きするっていうのは大変ではないかと。住所地特例っていうのは、かえって適用すると大変ではないかということでしょうか。

○中村努委員 感想ですから、そういうことですね。

○副市長 そういふことで、住所地特例について、最初に説明しないから、わからなくなっちゃうわ。住所地特例の定義を最初に説明して、それはどういうことが住所地特例になるか。一般の住宅に転居してきただけじゃ、住所地特例にはならないでしょう。

○市民課長 はい、そうです。住所地特例につきましては、病院施設等に住所を直接移した場合に適用されるもの。今、県外のお話ししましたが、今までの国保で言えば、隣の市の施設等に入った場合も従前の市町村のほうの国保が適用されるといった特例です。

○議長 わかりやすく言えば、一時間問題になりましたよね、東京都だとか首都圏が、自分たちの区内にいわゆる特養だとかそういう施設をつくらずに、みんな周辺へ出していると。そうすると、周辺がみんな負担しているんだと。それを解消するには、これが1つの方法だと、私は理解したんですが、そういうことでわかりやすいだろ。

○市民課長 そのとおりです。

○委員長 というかさ、家があって、家族がいて、施設に入る場合、例えば本人の所得がないんで施設に払う料金も少ないんで、世帯分離をして他県の特養っていうところに入った人は、こっちへくるわけですね、住所地特例でっていうことだよ。そうじゃなくて、息子たちが違う県に住んでて所帯を持って、そこへ住所を移して、そこから入院したのは、その県が持つって、こういうことだよ。そのときは特例じゃないんですね、わかった。

○議長 そうすると、長野県でいて、息子が東京にいたと。それだけでも、施設に入って、一旦退所して息子のところへ住所を移せば、今度はそっちが住所地特例の住所地になると、こういうことだよ。それで全部わかった。

○委員長 そういうことだそうですね。おわかりになりましたかね。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号塩尻市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第19号 財産の無償譲渡について

○委員長 次に、議案第19号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 議案関係資料の119ページをお願いいたします。提案理由でございますが、財産を無償で譲渡することについて地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、議員全員協議会でも御説明いたしました。塩尻市大字奈良井545番地木造平屋建ての建物17.25平米であり、相手方は奈良井区代表者大矢喜久男氏となります。

譲渡目的としては、建物の包括的な活用を図るとともに、地域の防災力の強化に資するためであり、土のう等を保管するとのことでございます。以上でありますので、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 これも前回協議会にかかっていますので、内容等は御存じのとおりだと思います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号 財産の無償譲渡については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号については全員一致をもって可決するものと決しました。

それでは、11時10分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

議案第23号 平成30年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、8款土木費中4項都市計画費7目交通安全対策費、8目輸送対策費及び5項住宅費1目住宅企画費のうち空き家対策事業、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○委員長 それでは、議案第23号平成30年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。慣例によって歳出から説明をしていただきますが、たくさんありますので区切って行います。初めに、歳出1款議会費73ページから2款総務費6項監査委員費134ページまでの説明を求めます。説明者は議事の進行に合わせて適宜入れかわって行ってください。ほかの職員の皆さんは、それぞれ仕事があると思いますので、その時間になったら入室していただいて結構です。それまでは関係職員だけここにいていただいて、やっていただければ結構だと思います。

それでは134ページまでの説明をお願いいたします。

○人事課長 それでは、歳出の人件費の説明方法につきまして、まず私のほうから最初に説明をさせていただきますのでお願いいたします。各課共通で当該科目ごと説明欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、また、嘱託員につきましては嘱託員報酬として、また、臨時職員につきましては臨時職員賃金として、それぞれ計上してございます。原則として、各課の説明は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

○**議会事務局次長** それでは、予算書73、74ページをお願いいたします。1款議会費の本年度の予算額の総額につきましては、1億9,826万円で、前年度対比111万円余の減額となっております。減額の主な要因は、議員共済費の負担率の改定によるものであります。

歳出の主なものでございますが、74ページの説明欄、1つ目の白丸、特別職給与費1億5,531万3,000円は、議員にかかる報酬期末手当等でございます。

白丸1つ飛びまして、議会活動費1,598万7,000円中、上から7つ目の黒ポツ、費用弁償295万7,000円につきましては、常任委員会の行政視察にかかわる旅費等でございます。その4つ下の黒ポツ、印刷製本費276万3,000円につきましては、議会だよりの発行にかかる費用等でございます。議会費については、以上でございます。

○**人事課長** それでは、77、78ページをお願いいたします。総務費、総務管理費でございます。

まず、1番、1つ目の丸でございますが、嘱託員報酬。これは緊急対応の嘱託員の報酬でございます。

次の丸、特別職給与費でございますが、1つ目の黒ポツ、特別職給料2人分につきましては、市長、副市長の給与でございます。次の黒ポツ、特別職手当でございますが、特別職2人分の期末手当、寒冷地手当、また、退職手当の額でございます。

次の丸、職員給与費でございますが、一般職の給料90人分でございます。また、2つ目の黒ポツ、一般手当でございますが、定年退職者の退職手当を含んでおります。

次の丸、人事事務諸経費でございます。1つ目の黒ポツ、普通旅費につきましては、一般の通常の旅費に加えて、議会の常任委員会の行政視察へ随行いたします職員の随行旅費も含んでおります。下から2つ目の黒ポツ、人事給与システム使用料でございますが、こちらは平成28年10月1日から33年9月30日まで、富士通のシステムを使いまして人事給与の関係を行っておりますシステムの使用料でございます。

次の丸、臨時職員給与費でございます。こちらも緊急対応のものでございます。以上でございます。

○**庶務課長** それでは、次の白丸、法制執務費710万円でございますが、主なものを申し上げます。初めの黒ポツ、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬でございますが、こちらにつきましては、審査会条例の規定に基づきまして審査会の委員報酬5人分、2回分の報酬でございます。審査会の部分におきましては、審査請求による調査業務、それから、情報公開の開示状況等を報告しております。同じく、行政不服審査会につきましても、同じメンバーが兼ねている状況でございます。

次のページをお願いいたします。79、80ページでございますが、80ページの説明欄をお願いします。一番上の弁護士委託料でございますが、こちらのほうにつきましては、市が委託しております弁護士に対する簡易な相談等の委託料でございます。次の黒ポツ、例規管理システム委託料でございますが、こちらのほうは条例規則等に関する職員向けのシステム及び市のホームページにおける閲覧システムの保守管理にかかる委託料でございます。1つ飛びまして、交通事故等補償金でございますが、こちらのほうは公用車等の過失事故の補償金ということで、全額賠償保険から補填されております。

次の白丸、文書事務費でございます。こちらのほうにつきましては、1つ飛びまして、黒ポツ、消耗品費でございますが、こちらは印刷機用の紙等インク代でございます。2つ飛びまして、郵便料でございますが、こちらのほうは市から発送する郵便物等の郵送料でございます。なお、郵送の多いところにつきましては、各課で計上

しているところでございます。1つ飛びまして、印刷機等使用料でございますが、こちらのほうは、カラー印刷機2台、白黒印刷機2台、大判印刷機1台、紙折り機1台等の使用料でございます。

次の白丸、平和祈念事業でございます。3つ目の費用弁償でございますが、こちらのほうは例年行っております広島平和記念資料館の見学、それから広島平和記念式典ということで、市内の中学生の旅費等の費用弁償でございます。

次の白丸、庁舎施設管理費でございます。5つ目の電力使用料であります。こちらのほうにつきましては、1,619万6,000円でございます。前年対比108万9,000円減になっておりますが、庁舎の電気使用料でございますけれど、電力料につきましては増加傾向であります。原油価格等の変更により燃料費調整制度による減額がございますので、実績に基づきまして減額計上してございます。それから、1つ飛びまして、営繕修繕料でございます。こちらのほうは庁舎内の設備にかかわる改修、修繕等でございます。主に組織再編に伴いますレイアウトの変更、それから電話等の工事、それから、あと、検査に伴う指摘事項がございました排煙口の取替工事、それから、そのほか、自動ドアの開閉装置等の交換工事等でございます。それから2つ飛びまして、電話料。こちらのほうは市役所から発信した通話の通話料でございます。それから2つ飛びまして、市民総合賠償保険料でございます。こちらのほう、全国市長会市民総合賠償保険の保険料であります。住民基本台帳の人口に基づきまして、保険料を算出したものでございます。市が所有使用しております施設の関係の瑕疵及び業務遂行上にかかわる過失に伴う損害賠償、それから市民によるボランティア活動にかかわる事故にかかわったものについての市民の賠償補償保険でございます。

次のページをお願いいたします。82ページの説明欄をお願いいたします。一番上の庁舎管理業務委託料でございますが、こちらにつきましては、庁舎の日常清掃、定期清掃、それから外部のガラス清掃、空気環境の測定等でございます。それから、大分飛びますが、8つ飛びまして、電話交換業務委託料。こちらのほうは、外部からの市役所に着信しました電話を各課に取り次ぐ電話交換業務の委託料でございます。日平均660件が外部から着信が来ているというような状況でございます。それから3つ飛びまして、電話交換機借上料。こちらのほうは電話交換機設備のリース料でございます。

それから次の白丸、車両管理諸経費でございます。こちらのほうは2つ目の燃料費でございますが、公用車ガソリン及び軽油の代金ということで、庶務課の専用及び共用車両の代金でございます。7つ飛びまして、自動車等借上料。こちらのほうは、庶務課が所管する公用車11台分のリース料及び民間からの借り上げの大型バスの賃借料でございます。

次の白丸、紙のタイムマシン活用事業でございます。こちらのほうは、オフィス製紙機ペーパーラボに活用した、庁内循環型古紙再生リサイクルを進める事業費でございます。主なものとしましては、2つ目の黒ポツ、古紙再生機使用料でございます。こちらのほうにつきましては、月45万円余のリース料ということで計上したものでございます。なお、県の元気づくり支援金のほうから財源として事業費の5分の4、歳入のほうで計上してございます。

それから次の白丸、契約事務諸経費でございますが、次のページをお願いいたします。上から7つ目でありまして、主なものとして、財務会計システムの使用料ということで、こちらは本市が導入しているシステムの中の契約管理業務にかかわる部分のリース代金でございます。以上であります。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、同じページの固定資産評価審査委員会費65万4,000円をお願いいたします。このうち主なものにつきましては、固定資産評価審査委員会委員報酬57万円でございますが、これは委員会の開催、あるいは研修会に出席する際に、3人の委員に対しまして日額9,500円の報酬を支払うものでございます。また、30年度につきましては、3年に一度の評価替えの年度となるために、不服審査申出が見込まれることから、通常開催しております委員会等に加えまして、審査委員会の回数の増加を見込みまして、開催に伴う委員報酬を増額したものでございます。このほか、会議や研修会に出席した際の費用弁償4万9,000円等でございます。以上です。

○秘書広報課長 それでは続きまして、2目秘書広報費をお願いいたします。説明欄の白丸、秘書事務諸経費750万4,000円余でございます。1つ目の黒ボツ、市長表彰等の記念品代、こちらにつきましては、11月3日に予定しております市長表彰式におけます記念品代と、年度末に行います義務教育の9カ年皆勤者記念品代でございます。次の黒ボツ、市制施行60周年記念事業市民懇談会委員の謝礼でございますが、平成31年に市制施行60周年を迎えることに当たりまして、13の団体の代表者から集まっておきまして、記念事業に対しましての意見をお聞きする場として設けるものでございます。次の黒ボツ、普通旅費271万7,000円でございますが、市長、副市長、それから随行運転職員の出張旅費でございます。1つ飛びまして交際費120万円でございますが、市長の対外的活動、交際上必要な経費として支出するものでございます。下から4つ目の全国市長会負担金、それからその次の県の市長会負担金でございますが、それぞれ全国と県の市長会の運営費を市の規模に応じ負担しているものでございまして、全国市長会は増減ございせんが、県の市長会分につきましては、塩尻市人口増ということで4,000円の増となっているものでございます。1つ飛びまして、信州塩尻会事業の負担金でございますが、東京、名古屋、関西塩尻会の通信運搬費及び会場費等でございます。

ページをおめぐりいただきまして、最初の白丸、都市交流事務諸経費でございます。最初の黒ボツ、有料道路等の使用料、こちらは姉妹都市訪問に伴います有料道路代でございますが、隔年開催でございます南伊豆の市民号が来年度は運行しないということで6万2,000円の減となっております。1つ飛びまして、都市交流協会補助金でございますが、こちらは姉妹都市と友好都市との親善交流事業等に要します経費に対する協会への事業補助金でございます。

次の白丸、広報広聴活動事業3,272万円でございますが、最初の黒ボツ、行政チャンネル放送の番組審議会委員報酬7名分につきましては、行政チャンネル放送の番組審議会における委員報酬。それから9つほど飛んでいただきまして、印刷製本費につきましては、広報しおじり2万2,600部の印刷費でございます。そこからまた6つほど飛んでいただきまして、有線テレビ広報事業委託料でございます。内訳につきましては、行政チャンネルの業務委託料、番組の製作、撮影、編集とそれから配線等の保守管理を含むものでございますが、それと、テレビ広報の事業委託業務料、これはテレビ広報しおじりを15分番組で製作をして、放送、放映を委託しているものでございます。次の広報配送仕分作業委託料と、その次の広報配布委託料につきましては、広報誌の配送の仕分け、それから配布の作業をシルバー人材センターに委託しているものでございます。6つ下がっていただきまして、ホームページの管理システム使用料、それから次の緊急メールシステムの使用料につきましては、ともにシステムの利用運用に対しますリース料でございます。以上です。

○会計管理者 それでは次のページ、87、88ページ。3目会計管理費になります。白丸、会計事務諸経費1,

321万7,000円でございますが、主なものといたしまして、2つ目の黒ポツ、印刷製本費140万7,000円につきましては、一般会計特別会計決算書及び支払い通知書等にかかわる印刷経費でございます。2つ飛びまして、電算機器使用料123万5,000円、さらに1つ飛びまして、財務会計システム使用料881万3,000円につきましては、財務会計事務処理全般にかかわる機器の使用料になります。

次の白丸、公有財産売却事業22万円につきましては、ヤフー官公庁オークションを使用し、今後使用する見込みのない公有財産物品を公売するために要する経費でございます。以上会計事務にかかわる経費でございます。

○財政課長 それでは次の4目財政管理費465万2,000円でございますけれども、こちらは財政課にかかわる事務諸経費でございます。

5目の財産管理費は1億166万2,000円ということで、前年度比較3,692万5,000円の減額でございます。減額の主な理由につきましては、後ほど説明します基金の関係でございます。まず88ページの2つ目の白丸、財産管理事務諸経費でございます。主なものにつきましては、一番下の黒ポツの、全国市有物件災害共済会分担金でございます。こちらは市で持っております建物の火災保険と公用車の自動車保険の保険料でございます。次のページをお願いいたします。2つ目の黒ポツの特殊建物定期報告委託料でございます。こちらは建築基準法に基づきまして、定期的に点検をする必要があるものでございますけれども、30年度につきましては、小中学校など20施設を点検するものでございます。さらに2つ下の黒ポツ、市道分筆測量等委託料774万円でございますが、こちらは市道敷の分筆のほか、私有地の境界確定などの委託料でございます。さらに4つ下の黒ポツ、土地等賃借料につきましては、こちらは保育園用地などの土地の賃借料でございます。

次の白丸、基金積立金は各基金の元金と利子の積み立てでございます。3,876万4,000円ということで、前年度と比較をしますと3,805万5,000円の減額となっております。下から5つ目の黒ポツの森林環境保全基金元金積立金、それから2つ下の知恵の交流基金元金積立金でございます。29年度につきましては、ふるさと寄附をいただいた金額のうち、寄附目的に応じて一旦基金に積み立てておりましたけれども、30年度につきましては事業充当をさせていただきまして、残った分を積み立てるという方式に変更させていただく関係で、森林環境保全基金については1,500万円の減額、知恵の交流基金については2,600万円の減額という予算になったところでございます。財産管理費は以上です。

○企画課長 続きまして、91ページをお願いいたします。6目の企画費であります。92の説明欄、上から2つ目の白丸、行政評価推進事業91万円余でございます。これは外部評価機関としての行政評価委員会の委員報酬等を計上したものでありますが、一番下の黒ポツであります行政経営アドバイザー業務委託料48万円、これにつきましては、わが国の行政評価の研究職の第一人者でございます、関西学院大学稲沢克祐教授をアドバイザーとしまして、行政経営システムによる不断の見直しを行ってまいります。

その下の白丸であります広域行政推進事業。2つ目のポツ、松本広域連合負担金1,280万円余でございますが、議会費、総務費にかかわる負担金であります。その下の民間活力導入事業であります。本年度、29年度予算、ここで官民競争のMICHIKARAプロジェクトを推進しておりますが、30年度は独立をして。これは次のページで御説明を申し上げます。30年度民間活力導入事業の主なものにつきましては、一番上のポツであります。公の施設指定管理者選定審査会委員報酬5万円余であります。5人の委員によりまして、公の施設の管理者指定の適正な手続を行うものであります。以上です。

○地方創生推進課長 続きまして、予算書92ページ、一番下の白丸事業、シティープロモーション事業について説明をさせていただきます。一番上の黒ポツ、地域おこし協力隊員報酬1名分になります。こちらのほうは、安藤誠起さんになります。3期目になります。7月いっぱい任期が終わります。1カ月の報酬として16万5,800円の12カ月分を計上させていただいてございます。新年度の8月以降は、新しい地域おこし協力隊を任命する予定ではありますが、これまでどおりシティープロモーションに関してですけれども、安藤さんはどちらかという首都圏に行っていたら、向こうで塩尻市の情報発信をしたんですが、新しい地域おこし協力隊の方は市内の企業で働く従業員に対して、本市の住みやすい場所であることの発信ということ、移住、それから居住を促すプロモーションをミッションとして与えていきたいというふうに、今現在、考えてございます。

1つ飛ばしまして、3つ目の黒ポツ、寄附謝礼品になります。こちら、ふるさと納税の返礼品を買う予算になります。今年度の予算と同額4,200万円を計上させていただいてございます。後ほど歳入のほうで説明がありますけれども、新年度のふるさと寄附、収入1億4,000円と一旦させていただいてございます。1億4,000万円の返礼率30%の4,200万円ということで、ここに計上させていただきました。昨年度、平成28年度の実績ですけれども、1,461件の寄附、寄附総額は2億3,000万円余ということでありました。今年度でございますけれども、実績ベース、2月末時点で、会計課で入金等が確認できた数字になりますけれども、2,858件、前年度比で1.95倍。金額ですけれども、5億3,735万円余、金額では2.3倍になります。ただこれは実績ベースでありまして、サイトで申し込みをされた数は上回ってございます。申し込みベースになりますけれども、申し込みベース2月末で3,000件ちょうど。金額ですが、5億7,900万円余が上がってございます。ですので、新年度も一応今年度並のものを目指しているいろいろ工夫をして、ふるさと寄附のほうを取り組んでまいりたいと考えてございます。一番下の黒ポツ、ふるさと寄附業務委託料になりますけれども、今説明をしましたふるさと納税のほうを塩尻市振興公社のほうに委託として出します。職員1名分、それから繁忙期におけるパートさんの人件費、それから梱包材などの消耗品などの経費を計上してございます。今年度の予算額は872万円でありました。実は郵便料、今年度140万円別途盛ってございましたが、新年度はこの郵便料140万円をこの中に入れまして、1,012万円を計上させていただいているものでございます。予算書のほうをめくっていただきまして、93ページ、94ページのほうになります。続きの事業ですが、上から2つ目のポータルサイト特設案内使用料になります。ふるさと納税にかかわりますサイトの経費でございます。現在ふるさと納税のほうは、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天、3つのサイトから申し込みいただくような形になってございます。先ほど歳入で1億4,000万円をそれぞれのサイトからの実績に合わせて、それぞれ定額のサイトのものもございまして、寄附額の一定割合でサイト料を払っているところもございまして、それに合わせた形で530万円余を盛らせていただきました。次の黒ポツ、地域おこし協力隊員の活動補助金ですが、これは1名分の活動補助金、先ほど説明した安藤さんの活動補助金になります。一番下、シティープロモーション推進事業負担金でございますけれども、シティープロモーション推進会議への負担金ということで、今年度に引き続き外部コミュニケーション事業、それから内部コミュニケーション事業、それから結婚支援事業の3本柱を推進会議のほうで諮りまして、年間の事業を決定して、首都圏のPR、塩尻のファンミーティング、それから塩尻未来会議、それから定住意欲促進事業等の事業をこの負担金の中で実施してまいります。

次の白丸事業、移住・定住促進事業になります。地域おこし協力隊員報酬2名分を計上させていただきました。

1名は現在努めておられます今井斐子さんの分になります。それから、もう1名新たに同じ業務を行う地域おこし協力隊をここで盛らせていただきたいと思いますと考えております。このあとの事業で、今、空き家コーディネーターのところへ地域おこし協力隊を派遣して一緒にやってもらってますけれども、空き家の利活用のほうまでいろいろ相談業務等及ぶということになってまいりましたのと、今年度の9月、補助金のエリアですとか、空き家バンクのエリア、市街化調整区域、要は市域全体に広げたということで業務量が膨大になっておりますので、もう1名同様の地域おこし協力隊をここで新年度は採用させていただきたいというふうに考えています。

飛ばしまして、一番下、移住促進事業負担金300万円ですけれども、市内の賃貸物件へ入居した方々へプレゼント事業を実施しているもので、塩尻市振興公社へ負担金で実施してございます。夫、妻どちらか、または両方が20歳から39歳までで、同じく夫、妻どちらか、または両方が前年から当該年度において、市外から市内のアパートへ移住された方々へプレゼントを提供するもの。条件としては今後3年間、そのアパートに定住をしていただくという意思があった夫婦の方々にプレゼントをしているものです。今年度2月までは26件の申請がございました。ただプレゼントをあげているわけではなくて、一応申請をしていただいた方々には細かにアンケートを取らせていただいております。参考までに対象者はエプソンの方々が非常に多いというのが数字として出てきております。

続きまして、次の白丸事業、地域資源ブランド化推進事業175万円余になります。第1期中期戦略において、それぞれブランド推進等を行ってまいりました。その中で成果として塩尻ワインの産品ブランドの浸透ですとか、コミュニケーション戦略としてシティープロモーション事業を中心としてやってきたりですとか、子育て支援施策の資源への重点配分ということで、個別の事業の産品ブランド中心としたもののブランディングは確立してきたのかな、ということです。けれども、課題として各事業の連携が非常にまだ不足していることと、いまいち都市ブランドと言ったときに、具体的なものをイメージすることができない。それから基本的には、都市ブランドと言ったときには、シビックプライドではございませんが、民間の方々、市民の方々の取り組みがプロトタイプとして始まっているというような形のものを目指すべきではないか、ということに立ちまして、ここで共同研究負担金100万円と実施の事業の負担金を盛らせていただきました。各要素を掛け合わせながら、ターゲットと個別ブランドの活動を主体としていくということで、地場産品から地域全体のイメージまで含めた地域資源を大学や民間事業者と協働で調査、発掘、開発し、実証事業を展開し、本市のブランド価値の向上を目指していくというものです。事業実施者は現在想定しているのは、先ほどのシティープロモーション推進会議のメンバーの中から、数名選んで実施をしていきたいと考えてございます。75万円ですけれども、一団体当たり大体25万円の実証事業と書いてございますけれども、いろんな事業に取り組んでブランド化を目指したようなものを考えていきたいと思っております。現在のところ、メンバーであります、しおじり子育てネットの会、それから松本山雅、それからエプソンさん、入っていますので、この辺の3つの団体と、塩尻の都市ブランドに向けたものを信州大学の共同研究に基づいてイベントを実施をしていって、実証をしていきたいというふうに考えてございます。

次の白丸、MICHIKARAプラス推進事業でございます。本会議の中でも答弁させていただきまして、繰り返しの話になりますけれども、これまで3回MICHIKARAを実施してまいりましたが、課題として提案先が市役所のみであることですので、事業主体が行政のみになってしまっている。それからMICHIKARAの主体である市民、地域ステークホルダーが巻き込めていないことが課題として浮き彫りになっていたため、新

年度においては、市役所以外の地域の多様な団体や組織が課題の提案者として、解決の提案を受けるよう参加することができること。それから、このプログラムで提案された内容の実現に向けた継続的なワークショップを開催することなどを盛り込んだものとして、MICHIKARAプラスということで再構築をしたものでございます。本会議の答弁でもございましたが、市役所以外の団体で今のところ参加表明をしているのは、塩尻市の社会福祉協議会、それから塩尻商工会議所、この2団体が参加に前向きになってございます。主な予算は、そのプロジェクトの推進の委託料ということで、今までと変わりございませんが、東京のチェンジウェーブのほうに委託を出すものでございます。なお、ここの財源でございますけれども、国の地方創生推進交付金2分の1が財源になっております。

続きまして、次の白丸、オープンイノベーション推進事業でございます。本年度、塩尻市振興公社のほうで建設中であり松本広域圏イノベーションプラザ、その1階部分にコワーキングスペースの開設に伴って、その運営にかかる経費でございます。異なる職業につく人たちが、共有スペースでともに働くコワーキング。大体2010年ごろから日本でも広がりまして、現在では多く日本国内でも見られますけれども、長野県内では長野市のフリークス、富士見の森のオフィス、それから茅野市が駅前にワークラボ八ヶ岳というものをこの3月末にオープンするというので、長野県でも目立ってきました。ここでよくレンタルオフィスとの違いを求められるんですけども、コワーキングスペースは、言葉のとおり、コ(Co)ともに、働くワーキング(working)、コ・ワーキング(Co-working)ということで、おのおのがただ仕事をして帰るのではなくて、他のメンバーと交流することができ、コミュニティーが生まれて、そこから新たなビジネスやコラボレーションに結びつく、これがレンタルオフィスとの違いで、我々が目指しているのは、このコワーキングの部分でございます。そのために運営側にもメンバー間と交流を促すさまざまな仕掛けが必要になってくるということで、ここに携わるスタッフですけれども、メンバーと積極的に交流するように仕掛けですとか、来た人がどんな仕事をしているか、何のためにここに来たのかという人、どんな人を探しているかというアンテナを常に高く張っていることが求められるということです。ですので、実施設の中には、キッチンですとか、コーヒースタンド等が設けられております。このようなことが求められることから、主な運営スタッフとして地方創生推進課、それから地域おこし協力隊を2名採用させていただきたいと思っております。地域おこし協力隊2名ですけれども、1人がコミュニティーマネージャーの役割、もう1人がファシリティーマネージャーの役割として2名分をここに計上してございます。それから運営マネジメント等業務委託料でございますが、先ほど来、説明しましたここの運営に関してですが、コミュニティーの組成ですとか、こういうもの、当然ちょっと我々市の職員ではとてもコミュニティーの組成、全く素人の感じがあるものですから、東京の目黒にございますHub Tokyoという会社になります。社員は全部で4名ですけれども、ここが目黒でImpact HUB Tokyoというコワーキングを8年前から運営してございます。HUB Tokyoは全世界的な組織でありまして、日本には東京と京都にございますが、こちらの東京を運営している企業になります。なぜこの会社がと言いますと、先ほど来言いました、長野市のフリークスというコワーキング、それから上田にもHanaLab.というコワーキングがございまして、こちらのほうがやはり同様にここに指南を求めていたこと。それから、このHub Tokyoですけれども、関連している会社がロンドンにありまして、ここの会社がロンドンで既に行政と地域イノベーターとコラボの実践として、コワーキングスペースを立ち上げ、運営を展開しているということで、この辺のノウハウが結びつけら

れるということでもあります。それからこのHub Tokyoの取締役、共同代表2人いるんですが、来年の春開学する長野県立大学のソーシャルイノベーション創出センターのアドバイザーメンバーでもあります。ここの施設、このサテライトオフィスにもなりますけれども、このような絡みもございますので、こちらの運営マネジメント等についてはHub Tokyoさんのほうに委託をして、地方創生推進課の職員と地域おこし協力隊のものがチームとなって、このノウハウを受け取っていくということです。一応、Hub Tokyoさんのほうは、トータルで2年間、運営のほうのマネジメント等を我々が受けていくというふうに考えております。2年経過後は、今度は独自で、自分たちのチームでここの1階の運営をやっていくという目的でいます。私からは以上です。

○情報政策課長 それでは、続きまして93ページ、7目情報開発費についてお願いいたします。94ページ1つ目の白丸、住民情報等電算システム管理事業です。これにつきましては、住民に関する住所の情報であったり、税の情報であったりといったシステムの情報や、あと、マイナンバーに関するシステムにかかわる経費全体になっておりまして、そのうちの情報政策課の負担分になってございます。全体のシステムにつきましては、利用している課に全て割り振ってございまして、その課のところに予算計上されていますので、よろしくお願いをいたします。

それではおめくりいただきまして、95ページ、96ページをごらんいただきたいと思います。1つ目の白丸、行政情報等システム運用事業につきましては、職員が通常利用するパソコンや、そのパソコンを運用するためのサーバーの利用料、上の2つ目の黒丸、パソコン等使用料であったり、次の黒丸、電算機器使用料であったりといったものがそういったものに当たるんですけれども、その使用料を主なものとしております。また、一番下の黒丸、長野電子自治体負担金につきましては、県が敷設した長野県高速情報通信ネットワークの利用負担金であったり、電子申請のサービスの利用負担金であったりといったものを県に負担する部分の費用となっております。ここについて先ほどもありましたけれども、財務会計であったりとか、ほかのシステムについても、ここは各課に割り振って、予算計上していただいているものの情報政策分もここに含まれてございます。

続きまして、次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運用事業になりますが、これは塩尻情報プラザや市内の光通信網の維持管理ということになっております。主な費用としましては電話料、上流に通信するための通信料ということで契約している電話料の分、それから指定管理委託料です。真ん中辺です。これについては既に5年を経て2年目なので7年目なんですけれども、30年度8年目になりますけれども、指定管理者ということでNTT東日本関信越に委託をしているものになります。それから次の黒丸、パソコン等使用料については通信機器の使用料という形になりますし、その次の黒丸、電柱共架料につきましては、光ケーブルを各中部電力やNTTの電柱に載せているのにかかる費用というふうになります。

次の1つ飛びまして、白丸、分散型無線ネットワーク事業になりますけれども、これにつきましては、市内に子ども見守りのときに整備をしましたアドホック無線という無線網の維持管理ということで、現在は主にセンサーネットワークの事業などに使われているものになります。

次の白丸、グループウェアシステム運用事業につきましては、職員が利用するグループウェアの保守管理料ということで、情報共有に充てているものになります。

おめくりいただきまして、97、98ページをお願いいたします。1つ目の白丸、印刷管理システム運用事業

につきましては、職員が利用しておりますコピーやプリンターに利用している複合機のシステムの使用料、それから先日議員にごらんいただきましたけれども、タブレット会議システムの使用料もここに含まれているものになります。

それから次の白丸、情報セキュリティ運用事業になります。これにつきましては、総務省から指定されました自治体のネットワークの安全性に伴う分離分割に伴って機器を導入したもののリース料、それから長野県が整備をしました情報セキュリティークラウドに関する運用負担金の支払いというものになってございます。

続きまして、次の白丸、ICT人材育成事業ですけれども、これにつきましては、平成29年度から始めた事業になりまして、もともとMI CH I K A R Aから提案をいただきました、高校生の起業家というところももたになってございます。ターゲットとしましては、小学生から高校生までの子供たちを中心に、ICTに興味のある子供を集めて、いろんな講座を展開することでICTの人材育成をしていくというものになっておりまして、来年度も実施をさせていただくものになります。

最後の白丸です。セキュリティー人材育成事業になりますが、これにつきましては、30年度から新たな事業としまして、セキュリティーの人材育成をやっていくというものになります。現在、サイバーセキュリティー対策の専門家は、全国を見ても人材が不足しているというのが実態になっておりまして、非常に犯罪のほうも手口が凝ってきております。それに基づいて、塩尻市としては数年かけて塩尻市の中で特に特化したセキュリティーの人材を生み出していくということで、情報プラザや先ほどありました松本広域圏イノベーションプラザ、それから塩尻市のインキュベーションプラザ、あの3つの建物を中心としまして、人材の育成をさせていただきたいというふうに考えております。一つの内容としては、セキュリティーキャンプと言われるような情報の管理のところを高度な技術の勉強をするもの、それから市民も含めまして、セキュリティーの講演会をやるというようなことを実施をするということで、民間の方々と地場のベンダーさんと協力して、官民協働で開催していきたいというものになっております。以上です。

○地域振興課長 続きまして、8目地域づくり振興費7,223万9,000円をお願いいたします。最初に組織の改正に伴いまして、長野県民交通災害共済事務にかかわります費用につきましては、交通安全対策事業諸経費から地域づくり事務諸経費に移行してあります。こうした予算科目につきましては、説明欄、白丸、地域づくり事務諸経費の最初の黒ボツ、臨時職員社会保険料と臨時職員賃金、長野県民交通災害共済会費徴収報酬費、消耗品費、印刷製本費、郵便料、口座振替等手数料、電算機器等使用料のうちの378万円余となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費534万8,000円につきまして御説明いたします。地域づくり係と長野県民交通災害共済の事務にかかる費用でございます。上から3つ目の黒ボツの長野県民交通災害共済会費徴収報酬報償金100万5,000円につきましては、一般会員の取りまとめ分といたしまして、1人当たり30円を該当区に支払うものでございます。

次の白丸、行政連絡諸経費4,603万2,000円につきましては、市内66区の区長さんに行政連絡長を委嘱し、市と区間の連絡調整を図っていただく活動費でございます。最初の黒ボツの行政連絡長66人分の報酬2,953万円余、それから一番下の黒ボツ、行政連絡委託料1,500万円余は行政連絡活動費及び広報等の配布にかかわります委託料でございます。区ごとの世帯数に応じましてお支払いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、99、100ページをお願いいたします。最初の白丸、コミュニティ活動支援事業252万1,000円につきましては、最初の黒ポツのふれあいのまちづくり事業補助金224万円余は各区が実施をいたします地域の活性化ですとか、安全確保等を図ります地域づくり事業6件と、ずくだし事業1期に対する補助金でございます。次の集会所改修事業補助金28万円は、地区の集会所の外壁改修工事の1件でございます。

次の白丸、防犯灯管理事業859万円につきましては、最初の黒ポツのLED防犯灯設置改修補助金として地区要望523基分と緊急時の対応分ということで4基分、合わせまして527基分682万円でございます。この防犯灯設置改修は、例年地域からも強い要望をいただいておりますし、議会のほうからも大変強い要望をいただいておりますので、各区からの要望に沿って、今年度予算を計上させていただいております。また、次の黒ポツの指定防犯灯電気料補助金は、人家からおおむね100メートル以上離れた場所に設置されております指定防犯灯の電気料の補助といたしまして、666基分177万円を計上させていただいております。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業974万8,000円につきましては、最初の黒ポツの講師謝礼26万円は地域の核となる人材を育成するために研修会等を開催するための講師謝礼でございます。それから、一番下の黒ポツ、地域活性化支援事業交付金935万円は、地域課題を解決するために地区が主体的に取り組む事業に対しまして、事業執行に必要な交付金を交付しており、8地区に対しまして交付をするものでございます。

続きまして、9目支所費でございます。説明欄の白丸、片丘支所管理運営費から109、110ページの檜川支所管理運営費まで支所ごとに計上してございますが、全て各支所の通常の維持管理、あるいは支所業務の運営に関する経費でございますので、私のほうから特出的なものについて御説明を申し上げます。

まず、平成28年12月定例会本会議の一般質問におきまして、委員から要望された事案でもありますが、人事及び組織に関する適正化計画に基づきまして、臨時職員の勤務条件につきまして見直しを行いました。塩尻東支所、片丘支所、洗馬支所、北小野支所につきましては、1カ月6時間勤務のパートタイム15日から、6時間勤務パートの19日に見直しを行いました。吉田支所につきましては、広丘支所と同様に6時間勤務のパートタイム19日を3カ月追加いたしました。

ページをおめくりいただきたいと思っております。101、102ページをお願いいたします。1つ目の白丸、広丘支所の管理運営費でございますけれども、下から6つ目の黒ポツの警備委託料54万3,000円は、3月分の北部交流センターの警備委託料が含まれておりますので、他の支所より警備委託料が高くなっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。下から2つ目の黒ポツ、備品購入費1,955万円は、北部地域拠点施設整備にかかわります備品購入費でございます。

次の白丸、宗賀支所管理運営費でございますが、上から8つ目の黒ポツの営繕修繕69万円につきましては、宗賀支所は昭和58年度建設で34年が経過しており、照明器具の照度不足を解消するために、LEDの照明に取りかえるための営繕修繕料でございます。

ページをおめくりいただきまして、103、104ページをごらんください。最初の白丸、北小野支所管理運営費でございますが、上から9つ目の黒ポツ、営繕修繕費43万7,000円は特定建築物定期点検で指摘されました外壁のクラックの修繕料及び消防設備点検で指摘されました誘導灯修繕料が主なものでございます。

次の白丸、洗馬支所管理運営費でございますが、ページをおめくりいただきまして、次の105、106ペー

ジの一番下の黒ポツの備品購入費40万円は、農産加工用の攪拌機を平成29年度に修理を予定しておりましたが、修理に必要な部品が廃盤となっておりまして修理ができませんでしたので、更新購入ということでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

ページをおめくりいただきまして、109、110ページ、2つ目の白丸、檜川支所管理運営費でございますが、上から10番目の黒ポツの設計委託料345万6,000円は平成31年度に檜川支所移転に伴います施設改修工事の設計業務を委託する委託料でございます。支所費については以上でございます。

○委員長 今、チャイムが鳴りましたんで、110ページまでということで、続きは午後1時から再開をしたいと思ひます。それまで休憩ということでお願ひいたします。

午後12時01分 休憩

午後12時59分 再開

○委員長 定刻前ですが、休憩を解いて再開をいたします。午前中の予定を終わらせませんでしたので引き続き総務費、総務管理費、生活支援対策費の説明からお願ひをいたします。

○市民課長 それでは、109ページ、110ページをお願ひいたします。10目生活支援対策費の1つ目の白丸、嘱託員報酬は消費生活専門相談員シチズンサポーターの報酬等です。なお、消費生活相談の経費につきましては、専門相談員報酬と関連する事務費分が県補助金の対象となりまして、財源としまして370万円を歳入に計上しております。

2つ目の白丸、消費生活支援対策事業の主なものは3つ目の黒ポツ、法律特設合同相談員謝礼112万2,000円で定例法律相談などの弁護士謝礼であります。消耗品費98万9,000円には29年度に引き続き電話による特殊詐欺防止の為の機器を購入する費用が含まれております。私からは以上です。

○人事課長 それでは11目職員厚生費をお願ひいたします。1つ目の丸、嘱託医報酬でございますが、こちらは労働安全衛生法の規定によりまして50人以上の職場では設置を義務づけられておりまして、本市におきましては田村内科医院の院長さんにお願ひするものでございます。

次の丸、職員健康管理福利厚生費でございます。4つ目の黒ポツ、健康診断料、こちらにつきましては職員の人間ドック特定検診の事業主負担分等のものでございます。次の黒ポツ、メンタルヘルスカウンセリング委託料でございますが、こちらは職員のメンタルヘルスカウンセリングをNPO法人のほうに委託しまして産業カウンセラーによるカウンセリングを行うものでございますが、メンタル不調に陥らないように未然防止に努めてまいりたいと考えております。次の黒ポツ、職員健康診断等委託料でございますが、こちらはまず集団ヘルススクリーニングにつきましては、JA長野厚生連、また循環器系検診につきましては、長野県健康づくり事業団のほうにお願ひいたしまして行っていくものでございます。次の黒ポツ、ストレスチェック調査分析業務委託料につきましては、これは平成27年から義務づけられておりまして今年度3年目でございますけれども、職員全員と10人以上の部署につきましては職場の分析を行っていただくこととしております。

次の12目職員研修費でございます。人材育成事業でございますが2つ目の黒ポツ、特別諸費でございます。こちらは職員を研修に行かせる時の旅費の関係が主なものでございますが、その他に市長会、国、長野県、ある

いは地方税滞納整理機構のほうへ送る職員の日額旅費も含まれております。その2つ下、研修委託料でございます。こちらは一般研修あるいは特別研修を私どものほうで主催して行うものでございまして、外部の講師をお願いする委託料でございます。その下の黒ボツ、職員採用試験業務委託料でございますが、こちらは専門試験、教養試験あるいは適性検査の試験の委託料でございます。次の黒ボツ、人的資源管理計画調査委託料、これは新しく盛るものでございますけれども、人員配置の最適化と人材の有効活用、これを目指すものでございまして、特に外部委託をいたしまして定員管理計画を策定し、適正な職員数の把握を努めてまいりたいと考えているものでございます。次の黒ボツ、会議出席負担金でございますが、こちらは外部の研修機関に職員を派遣し、自学によって研修に努めていただくものでございます。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして13目防災防犯費をお願いいたします。主なものについて御説明いたします。112ページ上の説明欄、防災防犯諸経費2, 131万円余のうち、下から2番目の黒ボツ、消耗品費243万円余につきましては、備蓄倉庫に保管する水、アルファ米、毛布等の購入費でございます。次のページをお願いいたします。上から4つ目の黒ボツ、ハザードマップ作成委託料594万円につきましては、平成23年度に作成しましたハザードマップの更新をするものであり、平成28年度に実施した防災アセスメント調査の結果と、新たに指定された土砂災害警戒区域等の情報を追加、更新するもので、地震の危険度マップ、洪水土砂災害危険度マップ及び防災に関する啓発記事や、避難所一覧表等を掲載した冊子の作成委託料でございます。下から5つ目の黒ボツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円は、塩尻警察署を事務局とする防犯協会の塩尻市の負担金であります。下から2番目の黒ボツ、資機材等補助金130万円につきましては、自衛消防隊、自主防災組織などが活動する上で必要となる資機材の購入に対する補助で、1組織3年間で10万円を限度に交付するものでございます。その下の黒ボツ、長野県総合防災訓練負担金500万円は、本年10月21日に開催予定の長野県総合防災訓練に伴い、実行委員会に対して負担金として支出するものであり、土砂、障害物、事故車両等の設置、撤去等の会場設営、復旧費、重機借上費、炊き出し訓練費、各種リース料等を支出するものでございます。

次にその下の白丸、防災施設・設備等整備事業4, 460万円余のうち、最初の黒ボツ、消耗品費425万円余につきましては、医療系の防災行政無線のバッテリー交換を30年から3年に分けて実施するにあたり、半固定局分4個、携帯型の無線機80個分のバッテリー購入費であり、保守点検時に交換するものでございます。2つ下の黒ボツ、営繕修繕料506万円余でございますが、デジタル同報系防災行政無線の屋外子局のバッテリーの交換を29年度と30年度の2回、2年に分けて行うもので、68カ所分388万円余と、ほか部品交換代等でございます。中ほどの黒ボツ、防災行政無線保守点検監理委託料1, 323万円余でございますが、塩尻地域のデジタル防災行政無線にかかわる保守点検の委託料666万円余と、デジタル移動系の防災行政無線の保守点検委託料656万円余であり、3年に分けて実施するものでございます。2つ下の黒ボツ、気象観測装置検定委託料198万円余につきましては、市内4カ所の雨量計の更新、検定委託料であり、5年に一度実施するものでございます。その下の黒ボツ、デジタル同報系無線実施設計委託料972万円余につきましては、楢川地区のデジタル同報系無線を整備するための設計委託料でございます。下から3つ目の黒ボツ、防災行政無線設置工事210万円余は、災害時の医療救護所に指定されている吉田小学校に、デジタル移動系の防災無線の半固定局を設置するものでございます。私からは以上です。

○選挙管理委員会事務局長 117ページ、118ページをお願いしたいと思います。15目公平委員会費で

ございますが、45万6,000円のうち、主なものにつきましては、一番上の黒ポツ、公平委員会委員報酬の21万9,000円で、会議や研修会に出席した際の3人の委員に対しまして、日額9,500円の報酬を支払うものでございます。このほか、3つ目の費用弁償でございますが、これは公平委員3名の方が総会、研修会等へ出席した際の費用弁償でございます。以上でございます。

○**税務課長** では、続きまして、2項徴税費2目賦課徴収費であります。120ページの一番下の白丸、賦課事務諸経費9,718万7,000円につきましては、課税に係る経常的な事務経費となっております。主なものにつきましては、一番下の行、パンチオペレート業務委託料484万6,000円につきましては、各税目の課税において紙ベースで提出を受けました申告書等の情報をパンチ入力するための委託料となっております。では、おめくりいただきまして、121ページ、122ページをお願いいたします。122ページ、一番上の行、eLTAX関連業務委託料340万6,000円につきましては、インターネットを利用いたしまして行われます地方税の事務にしまして、報告者、または申告者からのデータの受け取り及び該当地方自治体へ受け渡しを行います業務等の委託料となっております。その下、納付書作成等業務委託料923万7,000円につきましては、市県民税、軽自動車税、及び固定資産税、都市計画税の納税通知書の印刷、印字、封入、封緘等の委託料となっております。2つ下、税システム使用料2,710万4,000円につきましては、基幹の電算システムのうち税務課で負担すべき部分の金額となっております。5つ下、市県民税の申告課税業務支援システム使用料451万8,000円につきましては、確定申告時における所得税及び市県民税の申告書の作成の支援システム、及び課税データを蓄積いたしますシステムの使用料となっております。飛んでいただきまして、6つ下、市税還付金3,000万円につきましては、法人、市民税を中心といたしました市税の還付に充てるものとなっております。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業の評価替等対応事業委託料につきましては、土地、家屋の経年移動データの更新、公図の分合筆に伴いますデータの更新と路線価算出等の委託料となっております。平成30年度につきましては、評価替え年度に当たります。平成29年度までに見直し業務等は終了いたしますので、平成30年度につきましては、経常経費のみの年となっております。その下の標準宅地不動産鑑定委託料につきましては、毎年7月1日現在の簡易鑑定を実施する委託料となっております。以上であります。

○**収納課長** それではその下の白丸、徴収事務諸経費3,155万6,000円でございます。ページのほうをおめくりいただきまして、一番上の黒ポツ、滞納管理システム使用料734万6,000円、その下、収納管理システム使用料234万7,000円は、滞納処分等の管理、また市税等の収納業務に特化した電算システムの使用料でございます。3つ下の黒ポツ、地方税滞納整理機構負担金408万8,000円でございますが、地方税の大口徴収困難案件の滞納処分を専門的に行います地方税滞納整理機構へ25件の徴収を移管するための負担金でございます。内訳といたしましては基本負担金、各市町村の均等割になりますが、これが5万円。それから28年度の徴収実績の10%ということで、徴収実績割が148万8,000円。加えまして、処理件数割といたしまして、1件当たり10万2,000円。これに移管件数の25件分で、255万円となっております。私からは以上です。

○**市民課長** 3項1目の戸籍住民基本台帳費は、3つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費のうち、中ほどの黒ポツ、戸籍システム保守委託料、以下次のページにかけまして、戸籍システム、住基システム、住基ネットワ

ークシステム、コンビニ交付システムの使用料及び保守委託料が主なものでございます。また、戸籍システムの2つ下の黒ポツ、住基システム業務委託料622万1,000円のうち、22万1,000円につきましては、住民票やマイナンバーカードの氏名欄に旧姓を併記するためのシステム改修費が主なもので、それにつきましては、全額国庫補助として交付されます。125、126ページ、上から5つ目の黒ポツ、個人番号カード交付事業交付金673万7,000円は、マイナンバー制度に基づくマイナンバーカードの発行業務を地方公共団体情報システム機構へ委託する経費で、全額が国庫補助金として交付されます。その下の黒ポツ、地方公共団体情報システム機構負担金270万円は、証明書のコンビニ交付に関しまして、同機構の情報ネットワーク基盤を利用することに対する負担金であります。なお、コンビニ交付に関する委託料負担金等の経費につきましては、その2分の1が特別地方交付税の交付対象となります。私からは以上です。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、同じページの4項選挙費1目選挙管理委員会費でございますが、2,547万4,000円でございます。これは選挙管理委員会の通常経費でございます。

126ページの説明欄、上から2つ目の白丸、委員会等事務費でございますが、525万7,000円でございます。そのうち主なものとしましては、2つ目の黒ポツ、退任委員の記念品代でございますが、これは選挙管理委員会の委員4名が本年10月12日に任期満了となるために、その記念品代として計上しているものでございます。10番目の黒ポツになりますが、選挙システム使用料258万5,000円につきましては、選挙人名簿、並びに期日前投票所の管理システム等の機器一式の使用料でございます。

同じページの一番下の白丸、選挙啓発事務費67万6,000円でございますが、最初の黒ポツ、選挙ポスター表彰記念品代9万4,000円につきましては、小中学生から選挙ポスターを募集し、優秀作品を表彰している応募者への参加賞、あるいは入賞者への表彰の経費等でございます。その2つ下の黒ポツ、印刷製本費15万5,000円、その下の郵便料5万6,000円でございますが、これは選挙人名簿の登録の際に満18歳となった新有権者に投票を呼びかけるバースデーカードと、投票方法を記載したチラシを送付しまして、選挙権の要旨と啓発を図っている経費でございます。

ページをおめくりいたしまして、127、128ページをお願いいたします。3目の県知事選挙費でございます。本年の8月31日に任期満了となります長野県知事選挙の執行経費2,811万7,000円でございますが、この執行経費につきましては、県から委託金として交付されるものでございます。そのうち主なものでございますが、128ページの一上上の白丸、投票管理者等報酬284万2,000円でございます。これは市内40カ所の投票所及び4カ所の期日前投票所の投票管理者及び立会人、また、開票時における選挙立会人の報酬等でございます。

1つ飛びまして、上から3つ目の白丸、選挙事務諸経費1,621万1,000円でございますが、このうち上から9つ目の黒ポツ、印刷製本費100万円とその4つ下の郵便料194万円につきましては、入場券の印刷と発送経費が主なものとなっております。さらに、4つ下のポスター掲示場設置委託料320万8,000円につきましては、市内262カ所の公営掲示場を設置するものでございます。

次に4目県議会議員選挙費1,148万4,000円でございます。平成31年4月29日、任期満了となります県議会議員選挙費の執行経費でございます。平成30年度分の予算対応分として計上しておりますが、主な執行経費につきましては、31年度の予算計上とすることになりますのでお願いいたします。この経費につきま

しても、県から委託金として交付されるものでございます。

128ページの説明欄の下から2つ目の白丸、投票管理者等の報酬につきましては、これは30年度分の期日前投票管理者の説明会及び報酬等の一部を計上したものでございます。

次にページをめくっていただきまして、129ページ、130ページをお願いいたします。130ページの説明欄の一番上の白丸、選挙事務諸経費の中のうち、5つ目の黒ポツ、ポスター掲示場設置委託料248万4,000円につきましては、これは設置費用を計上し、撤去費用等につきましては31年度の予算計上とすることとしておりますので、県知事選挙のときよりも委託料が少なくなっております。

次に、同じページの5目市長選挙費3,209万8,000円でございます。本年9月30日任期満了に伴います市長選挙費でございますが、先般、新聞でも報道がありましたように、9月16日公示、9月23日選挙の執行を予定しております。その執行経費でございます。最初の白丸、投票管理者等報酬250万3,000円でございますが、これは市内40カ所、または期日前投票所4カ所に設置します投票管理者、立会人等の報酬でございます。

2つ目の白丸、選挙事務諸経費2,053万1,000円でございますが、主なものとしましては、1つ目の黒ポツ、臨時作業賃金250万8,000円でございます。これは選挙従事、そして期日前投票所の受け付け等に従事していただく方の臨時職員を雇用するものでございます。9つ目の黒ポツ、印刷製本費300万円につきましては、入場券、選挙広報、また投票用紙等の印刷でありまして、その下3つ目の黒ポツの郵便料194万円につきましては、入場券等の郵便料でございます。

ページをめくっていただきまして、131、132ページになりますが、132ページの備考欄の上から3つ目の黒ポツ、これはポスター掲示場設置委託料320万8,000円。これは262カ所のポスターの掲示場をするものでございます。また一番下の黒ポツ、選挙運動用公費負担金456万6,000円につきましては、選挙運動用のはがき、選挙運動に関わります自動車、燃料、運転手、それら選挙運動用のポスター、また選挙運動用のビラ等、その作成経費を公費にて負担するものを計上しているものでございます。以上でございます。

○企画課長 5項の1目の統計調査総務費であります。説明欄、一番下の丸であります。統計調査諸経費、下から2つ目の黒ポツ、印刷製本費28万円余であります。統計書の統計しおじりの印刷経費であります。

おめくりいただきまして、2目の基幹統計調査費であります。基幹統計調査諸経費580万円余でございます。30年度の総務省所管の住宅土地統計調査を中心に基幹統計調査の経費を計上したものであります。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 それでは、その次、同じページの6項監査委員会費でございますが、この監査委員会費につきましては、決算審査、定期監査、例月出納検査等を行う監査委員業務に関する経費となります。このうち監査委員事務諸経費539万9,000円でございますが、そのうち主なものは、一番上の黒ポツ、監査員報酬295万5,600円でございます。これは見識員2人に対しまして、月額9万6,000円の報酬を、また、議会選出の委員一名に対しまして月額5万4,300円の報酬を支払うものでございます。以上でございます。

○委員長 説明を受けた73ページから134ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○西條富雄委員 82ページの電話交換業務委託料、それから電話交換機借上料等について質問いたします。まず、ダイヤルインになりまして、直接各部署に電話がいくようになって、電話交換の人数は何人になったのか、その辺のコストは下がったのか。まず、そこからいきましょう。その人件費についてお伺いします。

○庶務課長 電話交換業務にかかわる人数の関係ですが、委託料という形で行っている部分がありまして、勤務者は3人という体制で行っております。こちらのほうにつきましては、平成29年4月から契約更新ということで、現在のところ3人ということで、特別変更はございません。

○西條富雄委員 ダイヤルインになって、その辺のコスト削減ができるじゃないかっていう私の解釈でいたんですが、それには至っていないということですが、それについては、また今後検討していただきたいですが。ダイヤルインになりまして、市民的に前よりつながるのがよくなったとか、あるいは話を通じやすくなったとか、そのようなお声は聞いてますでしょうか。

○庶務課長 ダイヤルインの効果につきましては、電話交換の件数が日660件ということで、前年対比しますと110件減になっております。これが全部ダイヤルインによつての効果かちょっと不明な部分がありますけど、いずれにしても、その部分で効果がちょっと数字上出ないものですから、その部分を改めてダイヤルインを直接市民のほうにも広報を図ってまいりたいと思います。市民から、交換を通しますと、待つ時間があるが、それが解消できたという声も、全員ではございませんけど、聞いておりますので、その辺も含めて、今後検証してまいりたいと思います。

○西條富雄委員 ダイヤルインになりまして、その辺の、スムーズにつながるようになったってことで好評もあるんですが、一部、担当者が出て、じゃあ課長に回します、部長に回しますって、なかなかつながらない場合がありますので、その辺はスムーズに各部署お願いしたいと思います。

どこに電話していいかってことはこれから理解していかなければいけないですけども、その電話番号が初期ダイヤルの公表がありましたけれども、広報の裏側とかそういうところには載ってましたか。ちょっと私、見ないからいけないんだけど、その辺はどこのダイヤルインなのかっていうのは、載ってましたかしら。確認です。

○庶務課長 ダイヤルイン導入当初から、その辺につきましては、広報のほうでも問い合わせ先のところだけで直通的の電話を入れるようにしておりますんで、直通的の電話がないところもありますので、ちょっとその部分も含めて、改めて徹底はしてまいりたいと思います。

○西條富雄委員 電話帳には載ってましたか。

○庶務課長 電話帳にも掲載してございます。

○西條富雄委員 そうですか、わかりました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○村田茂之委員 同じ82ページ、紙のタイムマシン活用事業です。運用してからある程度時間がたちましたので、安定的なメリットというか、そういったものが出始めた時期じゃないかなと思うんですが、当初もくろんだ数値に対してどうだったかっていう最新の情報をいただきたいと思います。

○庶務課長 今年度の関係になりますが、2月末で締めた状況ではありますけど、月平均処理する枚数が2万7,000枚になっております。実際にその中で生産した枚数、新しく紙ができた枚数ですけど、それが月平均1万8,000枚という状況であります。ただ、これにつきましては、性能に比べまして稼働率が35%です。こ

らのほうの稼働率が低い理由なんです、用紙のほうの関係が、生産によりまして出す紙ですけど、色紙、厚紙を生産している部分がありますので、実際性能に比べて低い部分があります。そのほかにも、機器のバージョンアップというようなことで、セイコーエプソンさんのほうと毎月打ち合わせを行っておりますけど、その中で改修する部分を調整しておりますので、ちょっとその日数がかかる部分もあります。それから、あと、庁内から出てくる紙につきまして、なかなかペーパーラボで古紙再生できる紙の回収ができてないって部分があります。全部が全部、紙を再生できるものではありませんので、ちょっとその分別の部分の徹底といいますか、改めて現在行っておりますし、各支所のほうにも、今現在、用紙を回収するような形をとっております。いずれも今後につきましては、古紙の処分の関係ですけど、実際、庁内の古紙を処分する部分で約2割減になっております。その部分がペーパーラボに活用されているのかどうか、ちょっと検証できておりませんが、いずれにしても紙の処分については2割減というような形になっておりますので、今のところわかっているデータについては以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 今のペーパーラボの件で、紙が折れてればいけないとか、どこか欠けてればいけないとか、何か限定ありますよね。それは機械の適正ってことで答弁をもらっているんですけど、そういったことの、使っている側の意見具申というのはエプソンさんのほうには出しています。エプソンさんのほうは一応、1号機、2号機ですので、その辺は変えていかなきゃいけない。向こうも企業ですからね、いかなきゃいけない。こちら側、使った側の意見ってのはエプソンさんに上げてもらいたいんです。その辺はやっていますか。

○庶務課長 先ほど申し上げましたとおり、月1回打ち合わせを行っておりますので、その点の改善できる部分は改善してきていただいております。これらがまた全体の部分でエプソンさんも機器のバージョンアップをしているという状況がございますので、なかなか当初に比べて、やはり性能はよくなってきております。折れぐあいの部分についても、全然折れていると回収できないといいますか、生産できないという部分もあったんですけど、その辺は、ある程度の部分は再生できるような形になってきておりますので、これはエプソンさんと共同で、トータルの効果を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 今の件ですけど、やり始めたところで、かかるランニングコスト、それと紙の節減で見ると、始めたばかりなんで赤字だとは思いますが、今後いろいろ性能とか上げていながら、せめてランニングコストくらいは生み出せるような装置なのかどうか。このままずっと赤字のままでも続けていくつもりなのか、その辺はいかがですか。

○庶務課長 確かに、経費なりトータルの部分で見ますと赤字の部分がございます。いずれにしてもリース代につきましては、先ほど申し上げましたけど2台で45万円というようなことで、これについては、今年度、県のほうで導入したものに聞きますと、1台当たり30万円というリース料を払っているというような状況もございます。2台に対しての相対的な効果っていうのは上がるといいますか、経費上はその2台で、先ほど申し上げましたとおり県では1台30万円でありますので、2台で60万円、本来かかるというような部分があります。リース代については、ある程度エプソンさんも機器をバージョンアップのために市のほうにという形もありますので、今後の区分につきましては、いずれにしても相対的な効果も含めて、あくまで用紙の再生っていうような

部分以外でも、やはり学校の教育とか、あと市民の環境意識の向上とか、その辺も含めた中でトータル的にこちらも考えてまいりたいと思います。細かい数字的な部分については、今後改めてちょっと検証してまいりたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○村田茂之委員 今のところなんですけど、紙代の節約っていう発想ではなくて、やっぱり大きなところは庁内の情報漏えいの問題のほうが、私は大きいんじゃないかと思うんですね。それはなかなかお金の勘定にするのは難しいんですけども、そういった面では、情報漏えいという面では万全の成果が出ているという認識でよろしいですか。

○庶務課長 おっしゃられるとおり、機密文書の関係につきましても庁外に出さずに庁内の中で処分できるというような部分がございますので、こちらについても当初導入した効果が期待できていると思っております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 ついでに関連でお聞きますが、なかなか今のエプソンのマシンが県へも入ったということで、ほかの市町村も何か検討したり視察に来たりというようなことのようにですけど、何箇所ぐらいのところが視察に来ているかどうか、把握していただけますか。

○庶務課長 2月末、今年度になりますけど、視察の関係は14団体ふえております。主なところを申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、県のほうで導入を考えたということもありまして、県の環境政策課の担当の方とか、あと県議会の委員で視察に来られたとかの分がございます。あとは石川県の市議員の方、あとは広島国税局の方とか、ほかにはそれぞれ各市、静岡市等、江東区、佐久市というような形で視察にみえております。

○古畑秀夫委員 先ほど、機密文書といいますか、そういった部分もあると思うんですけど、環境面でも再生できるということでございますので、そういう部分の金銭的な部分というのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、その辺のところはどんなふうに考えているのか。環境的な、いわゆる紙を再生するという部分ではどんなふうにご検討されているのですか。

○庶務課長 環境的な部分につきましては、もちろん最先端の技術ということで、水をほとんど使わずに乾式の再生紙の製造ということになりますので、水の部分とかを含めて、市役所から紙の処分を出さないということで、その辺の部分もあります。合わせまして環境政策的な部分で市民の皆さんに、先ほど申し上げましたけど、講座、講演会といいますか見学会を含めた中で対応しておりますし、先日のイー・ライフ・フェア等でもコーナーを設けていただいて、環境意識の向上を図っているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 ちょっと変わりますけど、78ページで、来年度退職者がかなり多いということで、退職手当なんか、ある程度盛ってあるわけですけども、定年退職分ということですかね。これは何人ぐらいの方が退職するのか、それと合わせて、今年度末、定年退職と、途中退職の人数がわかりましたらお願いします。

○人事課長 まず、新年度予算の人数でございます。定年退職21名分でございます。事務系が17、保育士4でございます。次の御質問の今年度末退職者の人数でございます。まず、定年退職者7、さらに再任用の方の退職者13。これは退職金ございませんので、手当ございませんが人数は13でございます。また、普通退職の職

員が10、プラス、年度途中で退職する、あるいはした者が2人おりますので、合計普通退職12でございます。以上です。

○古畑秀夫委員 かなりこうやって見ますと、定年退職は年齢でいきますので仕方ないんですが、普通退職の方がかなり多いわけですが、先ほどのページの中で、いろいろメンタル的なこととか、いろいろとやられてはいるようですが、この普通退職でやめられる方の理由と伺いますか、いろいろあると思うんですが、メンタル的な部分でとかというようなことで、やめられるような方もおられるわけでしょうか。現在、それで休んでいる方も何人いるか、もし把握してありましたらお願いします。

○人事課長 今年度退職する普通退職者の中は、若い方では結婚退職。結婚されて外へ行かれるというような方、そういった方もいらっしゃいますし、家庭の事情で、たとえば奥様、あるいは御両親の面倒を見るというような方、あるいは病気の関係で、このまま続けるよりも退職して休んでしっかり治したいというような方もいらっしゃいます。なお先ほど委員、御質問がありましたが、現在体調を崩して休んでいる者が3月中に、3月末を待たずに退職する方がいらっしゃいますけれども、これはメンタル的なものではございませんで、体調をちょっと崩して、さらに御両親の介護等があるということで退職されるという方でございます、近年はメンタル的な退職者というものは今のところございません。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○中村努委員 本庁舎を初めとした電力使用料の関係の考え方についてお聞きをしたいんですけども、電力自由化になって、今、いろんな自治体に新電力会社から見直し、そういう御提案があって、たまたま、きのう全協でも17市、新電力会社への見直しの契約がされたという資料が出されましたけれども、本市の場合は従来の電力会社と太陽光エネルギーから電気を買うという形っていう説明でした。新電力のほうが当然安く電気を買えるということで、他の市でも見直してそうしたと思うんですが、なぜ本市はそういうふうにしなかったのか。バイオマス発電が始まって、エネルギーの地産地消で回すってそれ以降はわかるんです、理由は。けれども、それまで30年から2年くらい、そこに至るまで1,000万円単位の経費削減につながるような、どこも提案だというふう聞いてますけれども、ちょっとその辺の検討の経過を教えてください。

○庶務課長 庁舎の関係につきましては、いずれにしても電力自由化に伴いまして、検討というような部分を進める前に、Fパワーの関係の地産地消の部分がございましたので、それについては一応情報だけ提供をいただくということで。実際そこに小売電気の事業の開始の部分がありましたので、ただそれがなかなかいつ稼働になるか見えてこなかったものですから、現在に至ったというような状況がございます。いずれにしても市の全体的な方針の中で、庁舎の電気についても地産地消を含めた中で対応するっていうことで進めてきたろいうことでございます。

○中村努委員 恐らく、発電所が着工してから稼働するまで2年くらいなのかなというふうに思ってますが、それまでの間、これだけ大きなコスト削減につながるようなことを、やっぱ検討しないっていうのはもったいないんじゃないかなっていうように私は思いますが。うちの木質バイオマスの発電が始まるのが予定どおりいけばいいんですけども、その間、来年度はこれしょうがないにしても、次の年度、そうしたことも考えていったほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺、考え方をお聞かせください。

○副市長 きのう、全協のお話も関連ありますんで、その辺ちょっと私のほうから御答弁申し上げますが、結果

的に言ってしまうと、新電力から市の30カ所の電気を買う、いわゆるコストダウンをする金額よりも、新たな電力会社を、地域電力を立ち上げてそこから供給を受けていくほうが、新電力会社のほうの利益の幅のほうが大きい、こういう意味でございます。きのうは1,500万円、おおむね5年間の平均で1,500万円というふうに申しあげましたけれども、大体そのくらいな利益が出てくるというふうに大体計算をさらいました。これは2年間の検討の結果でございます。そういう意味では、なぜそういうからくりがあるかっていうと、今、中部電力さんから買ってますよね。中部電力さんの利益分がいわゆる地域電力会社に入ってくると、こういうこととございますんで、そちらのほうに踏み切ったということとあります。したがって、今、どちらかという、GPXから買う電力が今のところは圧倒的に多いものですから、圧倒的といいますか、30年度に始めても多いものですから、その利益幅はあんまり大きくありませんけれども、これがいわゆる再生可能エネルギーのほうから調達が多くなれば多くなるほど、その利益幅は上がってくるというのが一応試算の結果でありますので、そういうところまで到達するのに、あと2年ぐらいは助走期間としてしっかり地域電力会社の体制を整えて、バイオマスが発電されるときには、どうせ同じ値段で実はバイオマスのほうも売るんですね。再生可能エネルギーは中部電力に売っても、地域電力の我々塩尻電力株式会社に売っていただいても、どうせ同じ値段だものですから、それはしっかりお話をして、こちらのほうに譲っていただくというふうな体制を整えていきたいなというふうに思ってますんで、その2年間の助走期間をもったということと、中部電力に払っている、あるいは新電力会社に支払うべき、いわゆる利益分が地域電力に乗っかってくるんで、そちらのほうの利益幅のほうが大きい、こういうこととあります。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 そうすると、今の関連のお話ですけど、太陽光で買う場合とバイオマスでの買取価格ってのは、国の決めた電力買取制度ってのと金額は違うわけですよ。太陽光は当初早い時期はもう四十幾らとか高かった、今、大分下がってきて安くなってますけど。それで、バイオマスも使う材料によって値が違うんですけど、その辺のところは、いわゆる買取価格制度に基づいて補填されるから最終的には金額は同じっていう理解でいいわけですか。

○副市長 詳しい話をすると、ちょっと図面書いて話をしなきゃいけないものですから、すごく単純化して言いますが。実は、市場電力から買うコストというのは、実は安いんです。普通の、いわゆる再生エネルギーの23円とか三十何円とか買うやつよりも安いんです。市場から調達するのが安いんです。だけども、なぜそれが安くなるかっていうと、今、消費者が取られている再生エネルギーの料金がありますんで、それを積み立てて、交付金として再生エネルギーのほうの電力を買うと、そこに交付金が入るわけなんです。だから、補助を受けられる。したがって、その補助分だけ安くなる。補助分といいますか、どちらかっていうと高い電力を買うように実は交付金が入るんで、結局結果的に安くなる。こういうことになるものですから、その辺のからくりが再生エネルギーのほうの電力を調達すれば調達するほど、コスト的には、いわゆる交付金が大きくなる、こういう意味で捉えていただければいいというふうに考えております。

○村田茂之委員 92ページの企画費の中でシティープロモーションからオープンイノベーション推進事業まで。最初に確認なんですけど、これ全て地方創生課のですか。

〔「はい」の声あり〕

○**村田茂之委員** わかりました。きのうの一般質問でもお話ししていたんですが、ここは攻めなきゃいけないとこだと思うんですが、この科目とかを見ても、何か非常に細かいものからあれで。例えば、当初予定したものに對して、もっとここはこういう形で攻めないかんというような、逆のこうお金を使うと、使わなきゃいけないような場面っていうのもあるような気がするんですけど、その辺のところって柔軟にできるんでしょうかっていう。逆に言えば、削られて削られてこれだけになっちゃったっていう話なのか、もっと攻めるシナリオが、これがベストかどうか私はまだわかりませんが、検討されてお決めになったわけですね。そのお金の面で、本当にやりきれぬのかどうなのかっていうようなところ、逆に応援の意味を含めて、お聞きしておきたいんですが。

○**地域創生推進課長** 今年度はこれから3カ年の第2期中期戦略の策定の年でもありました。この予算を立てる前、夏場にこれから3年間どうしていくかっていうのを、課内、部内でいろいろ検討してまいりまして、その結果として地域ブランド化推進事業、それからMI CH I K A R Aプラス、それからオープンイノベーションという事業をこれから先、3年、実施していきましょうということで、中期戦略のところに載せさせていただいて、いろいろ検討してまいった所存でございます。反面、我々公務員でありますので、財源、いわゆる使えるお金というものをしっかりシビアに検討して、その中で与えられた財源の中で効果的な成果を出すというミッションをしょっておりますので、タイミングもあるんですが、MI CH I K A R Aプラスとオープンイノベーション推進事業におきましては、国の地方創生推進交付金2分の1が活用できるということがありました。個人的な見解もちょっと含めてなんですけど、特にオープンイノベーション運営マネジメント業務委託料、金額にすると1, 700万円の委託ではあるんですが、今、話を進めているImpact HUB Tokyoが、これからは地域において新たな貨幣とは違った経済循環みたいなものをつくっていかなくちゃいけないと。それから、今、一般の企業と公共、行政、その間のあいだの、いわゆるシビックエコノミーといわれている領域をこれから地方もやっていかなくちゃいけないということで、そのHub Tokyo自身もそういうところを見据えて地方に展開していきたいところをお話ししていますので、この辺のところは決して安い委託料ではないとは思いますが、国の財源等を活用させていただく中で、十分にやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**村田茂之委員** そういう意味では、あまり一個一個細かいところは述べませんが、攻めるべきはぜひ積極的に機を逃さず攻めていただきたいなっていうお願いであります。

別件で引き続きお願いします。その後、システム関係のあれが随分たくさん出ますし、基本は利用部門であれするっていうことで、金子次長もいらっしゃるんで、トータル的にシステム利用開発及び保守維持を含めて、全体的な動向がどうなっているのか。分散することによって全体が見えなくなっているところはないだろうかっていうことで、総括的な御説明をいただければありがたいなと。

○**情報政策課長** 全体経費につきましては、後ほど係長のほうから説明させますが、今システムを各担当課に分けていることの理由の一つとしましては、行政評価という部分で実際に従来であれば電算の情報政策課に数億円っていうような数字がついていて、我々の職員の人数だけでそれだけのお金を使っているっていう評価になっていて、他の担当課ではシステムを使っているんですけども、そのお金が一切見えないっていうことがございました。企画のほうで進めている行政評価の観点の中で、各課に価格を、システム費用を割り振ることで正当な金額の評価をするという意味合いも込めまして、今は各課に割り振りをさせていただいているものになってござい

ます。

トータルの金額については、係長のほうから説明させますのでお願いいたします。

○情報企画係長 済みません、それではシステムにつきまして御説明を少しさせていただきます。住民情報システム使用料ということで、今、御説明の中でも出てきてましたけれども、うちのほうで振り分けさせていただきます、各システムの業務量に応じまして、振り分けをさせていただきます。その中で総トータルということで、60カ月5年間のリースの金額全て税込みで3億5,900万円というような形で金額のほう、総トータルで出ております。それが住民情報システムと言われているシステムの使用料。その他、いろいろございますけれども、この一番大きなシステムはそのような形で振り分けをさせていただいているという形になっております。

○村田茂之委員 そういう意味で住民情報云々だけではなくて、これを拝見させていただきますと、何とかシステム、何とかシステムって山のように出てくるわけですね。それを個別でなかなか見ることもできないので、それ以外、トータルでどれくらいなのかっていうことを教えていただきたいという。

○情報政策課長 後ほど数字を用意させていただきたいと思います。

○委員長 質問の意味、わかるの。

○情報政策課長 わかります。

○委員長 ほかに。

○古畑秀夫委員 先ほどの地方創生の関係のところですが、来年度から地域おこし協力隊がこれでいくと5名ということになるわけだと思いますが、これは先ほど国の補助金2分の1ってのは、この地域おこし協力隊も2分の1が出ているということなのか。国もそして地方、協力隊の部分は、何年か国としては続けていく政策になっているのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○地域創生推進課長 地域おこし協力隊、本課のところでは新年度は5名の予定になっておりますけれども、地域おこし協力隊の経費、報酬と活動補助金がございますが、これは全て翌年度の特別交付税の措置の対象になるというふうになっております。この制度は、いましばらく内閣府としては続けていきたい、むしろ東京都、首都圏の一極集中打開の一つの解決策も含めて、やはり地域においてローカルビジネス等推進したいという思いがあるので、いつまでとは私もしっかり確認をしていないんですが、いましばらくは続けていきたいということで伺っております。以上です。

○古畑秀夫委員 そうすると、交付税の中へ入っちゃっているけど、この部分っていうのは、全体の中でなかなか幾ら国から出てるかってのは余りわかりづらいという理解ですかね。

○地域創生推進課長 支出でかかった部分は、翌年度の特別交付税に全額で対応となっております。以上です。

○古畑秀夫委員 全額。それともう一つ。地域おこし協力隊は市町村に何人でもって言い方はおかしいけど、いきなり2人から5人になるけど、その辺は枠は別にいいんですか。

○地域創生推進課長 特段、制限はございません。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○西條富雄委員 同じページの1個上、移住定住促進事業。平成29年が3,186万6,000円でしたけど、地域おこし協力隊が1人、今井さんプラス1名ふえて、平成30年度は1,110万円。二千七十数万円が減に

なっているんですけども、何かと思うと、去年の予算書を見ていましたら、住宅ストック活用事業補助金が1,500万円ですよね。その辺のところは住宅ストック活用事業補助金のところは終結したのか、あるいはほかの理由があるとするのでしたら、教えてください。

○**地域創生推進課長** 新年度の予算書の254ページ。この後、実はちょっと説明させていただくんですけども、新しい部局、担当課ができるということで、住宅ストック事業用補助金とちょっと名前が変わってるんですが、現在の空き家コーディネーターの分はこちらのほうへ移っているという形になりますので、よろしく願います。

○**西條富雄委員** 移管したんだね。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** ちょっとお尋ねしたいんですが、地域資源ブランドのところで都市ブランドという言葉が使われましたけど、これはどういう概念なのでしょう。

○**地域創生推進課長** 都市ブランドのイメージの明瞭化というのが課題だと、私、先ほど言いましたけれども、今まで地域製品のブランディングということで、ブランド観光課中心としてワインですとか、山賊焼きですとか、そういう個別製品のブランドというものは今、推進をしてきたと。我々企画課にシティープロモーション係ができてから、今度は地域空間のブランディングということでシティープロモーションですとか、移住定住ということもやってきました。これからはもう一歩ちょっと踏み込んだ形で、シビックプライド。住んでいる市民の方々が自分たちの地域を誇りに思うというものを全面に出していきたいということで。当然製品ブランドもこれで縮小とかやめるとかいうことではなくて、この3つをこれから大きくやっていきたいんですが、もう少しシビックプライドの部分、そのシビックプライドを体現する形のものとしてわかりやすいのが、都市ブランドのイメージ化ということをしてますけども、本市の場合ですと、子育てしやすいまちだとか、住みやすいまち、交通の結節点、自然が豊かであるとかいろいろあるんですけども、このところを具体的な活動等を通じて市民の方々が体現できるような形のを、具体的に何をやればそれになるかっていうのが正直、今、わからないものですから、いろいろなものをやっていく。それから信州大学の地域ブランドゼミの林先生のところと共同研究をしながら、これから3年間やっていきたいということで、この事業を考えました。以上です。

○**副委員長** 少し抽象的で私には余りイメージができないんですが、そういう意味で精神的な部分でもやっぱりプライドを高めるってのは大事なことですので。その下のところの、先ほど来、話題になっているHub Tokyoにマネジメントの業務を委託されるんですか。これは誰に対してマネジメントをするっていう意味合いなんでしょうか。

○**地域創生推進課長** 具体的に運営に関わります我々地方創生推進課職員と、地域おこし協力隊の2名が受けるという形になります。ただ、この中にはコミュニティーの組成というところも受けますので、当然市民の方々がいろいろテーマによって入ってきたりということで、加えたりということになりますが、原則は地方創生推進課、それから地域おこし協力隊2名です。以上です。

○**副委員長** オープンイノベーションというのは、例えばシリコンバレーでいろいろな業種や企業の方々がたまり場的にいて、勝手にお茶を飲みながらいろんな情報交換をしながらと、ああいうのを多分コワーキングっていうような概念で呼ばわれているんじゃないかなと思うんですけど、そのHub Tokyoってのは、ある特定

の職員の部分だけに対してそういう業務っていうんですか、マネジメントする、教えてくれるってことなんですか。

○地域創生推進課長 Hub Tokyoは先ほど私の説明の中で出ました目黒区のほうで、コワーキングスペース Impact HUB Tokyoというものを運営しております。そこでは、コミュニティーのある方々のヒアリングをして、どのようなことを求めているかというようなヒアリングから初めて、それからその地域の地域課題もヒアリングで固めて、それらを課題解決するために、ビジネスの手法を使うために、イベントを開いて人を集めて、コミュニティーを活性化させるということで、アイデアをその場で出すというようなことをやっていますので、その辺の技術的なものは我々が取得はするんですけども、実際に市民の方々も一緒に来て、入ってやっていくと。ですので、一番わかりやすい言い方ですと、課題があったときに、これを解決するために市民のどのような人たちを呼んでやったらいいか、やるにはイベントを開催したときに、ああこの人ってのはこういうことに関心があるんだな、じゃあ一緒にこれを解決していく課題をやっていく、じゃあその後、これを活動として、事業としてやっていくにはどういうものを作っていったらいいかというものを、マネジメントしていただけないかということでございます。以上です。

○委員長 よろしいですね。よくわからないけど。ほかにありますか。よろしいですか。

○古畑秀夫委員 もう一つ、済みません。114ページのハザードマップを新しく作成するということが、これは完成時期はいつごろか、それからこれは全戸配布していくということなんでしょうか。

○消防防災課長 委託していくものでございますので、基本的には年度末に近くなるのではないかと思いますし、全戸配布はいたします。なおかつ、ハザードマップにつきましては、業者が結構ここはどうなっているかと聞きに来まして、その場で全部ほしいということがありまして、結構部数は出ております。新年度につくるものに関しましては、今、地区別につくってありますけれども、全市が一冊で見れるようなものを作成する予定でございますので、誰にも同じものを差し上げるような状態になろうかと思います。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかに。

○西條富雄委員 支所費にまいります。102ページの広丘支所でございますが、今回建て直しということでいろいろ備品購入が始まってくると思うんですけども、地域の区長から聞いてくれと言われておりますので、ここで質問します。机と椅子については全く新規にするのか、あるいは今まで使ったものが払い下げがあるのかどうか聞いてくれてと言われてますので、きょう広丘支所長もいますので、ちょっと言ってください。

○広丘支所長 広丘支所及び広丘公民館の備品でございますが、何分58年度建設の施設ということで、備品全体も古くなってございます。中には程度のいいものも当然ございますので、これらにつきましては継続使用を考えてございまして、傷みの激しいもの等を今後検討いたしまして買い換えということで考えてございます。

○委員長 続けてどうぞ。

○西條富雄委員 続いて言います。あと3つほど質問をさせていただきます。112ページ、メンタルヘルスカウンセリングとストレスチェック調査分析業務委託ですけれども、メンタルヘルスカウンセリングとストレスチェック、調査項目は違うんですけども、似通っているものですので、これだけの経費がかかっているのであれば、どちらかに移行できないかどうかお伺いします。

○人事課長 メンタルヘルスカウンセリングとストレスチェック調査は別物でございまして、これを一緒にする

ことはできないわけでございまして、例えば委員がおっしゃる一緒にとりいう部分は、もしかしたらストレスチェックの関係で、高ストレス者についてはメンタルヘルスということになるんですけれども、これはメンタルヘルスカウンセリングの委託料の中に高ストレス者の分も実は枠をとってございます。このメンタルヘルスカウンセリングは、通常定期的なもの、例えば通常ちょっと気になる職員、あるいは手を挙げた職員をやる、メンタルをやるものもございまして、新規採用職員を集中的にお願いするもの、あるいは各部署によっては、特に私の職場はやってほしいというようなものもございまして。あるいは、もう一つストレスチェックで高ストレス者と診断された者は、こちらのほうから御案内をいたしまして、ぜひ受けてくれという案内を、アナウンスをするものでございまして、ストレス調査分析委託料については、その職員についてストレスがあるかどうかの調査だけでございまして、その後は私どものほうの作業になりますので、分けて考えていきたいと考えております。

○西條富雄委員 理解しました。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 次のページの114ページ。ハザードマップの作成委託料でございまして、地域でハザードマップをさらに詳細につくりたいということがありまして、先日、市のほうにお伺いしたらしいんですが、地域でつくった場合にはその辺の補助はないんでしょうか。

○消防防災課長 檜川地区で地元が入って、土砂災害等の細かいのをつくった経過がありますけれども、それは松本建設事務所が主体となりまして、経費も出してくれたようなものでつくったこともあります。ただ、今、それが幾らでもあるというようなことではありませんけれども、もしそういうことがありましたら、要望等は県のほうに上げていきますし。ただ、今、現在、市のほうで補助金等がつくような状態はございませんので。ただ、支援等はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○西條富雄委員 なるほど、市のほうではないということですね。それを地域の区長が勘違いして、塩尻市は助けてくれないと言って泣いていたものですから。わかりました、そういうことで県に上げてもらうようにします。

○委員長 よく説明してやってください。

○西條富雄委員 続きまして124ページのコンビニ交付につきまして。コンビニ交付はマイナンバーの取得者もそれだけの人数ですけれども、今後さらにふえるという見込みでこのような予算を組んだんでしょうか。よろしくお願いたします。

○市民課長 コンビニ交付につきましては、本年1月9日から開始をしております。前宣伝等もしてまいりましたけれども、特に効果的な宣伝っていうのはなかなか見つからない状態でございますけれども、今、マイナンバーカードを取得する方もふえた中で、コンビニ交付しているのが何か当たり前のようになっております。本市もちょっと後発でやっております。実績でございますが、3月5日までの実績で、件数で67、一件当たり2枚ということもあるものですから部数で70といったことでもあります。2月中、1カ月だけで捉えますと、件数で37、部数で38といったことです。年度末、年度の始めにかけまして、その中では住民票の写しが一番多いんですけれども、そういった取得を便利なコンビニでっていうことが段々当たり前の世の中になってくると思っておりますので、今後ふえるというふうに思って期待をしております。

○西條富雄委員 コンビニの情報システムを使ったり、何だかすると、全部でコンビニのシステムは270万円かかるし、それから保守委託料495万円、全体に800万円ほどかかっているんですけど、そういった市民サ

ービスということで、そちらのほう理解しまして、理解いたしました。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○村田茂之委員 3点続けてお願いします。98ページの情報開発費のほうで、真ん中ほどのセキュリティー人材育成事業というところがございます。サイバーセキュリティーのレベルの高さというか、追隨していかなきゃいけないところってあると思うんですが、まずこれは、100万円で随分安いなど。こんなお金で何ができるの、というのがあるんですけども、人材育成事業ことだったんですが、誰向けの教育なのかっていうことをまずお聞きしたい。

○情報政策課長 セキュリティー人材育成事業につきましては、対象者につきましては大学生や企業のセキュリティー人材を行う者、高校生も入るかと思うんですけども、その人たちを中心に対象者とさせていただいております。あと、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたけれども、講演会につきましては、広く一般市民も対象というような形をとろうと思っております。

○村田茂之委員 そういう意味で情報政策課のほうでこういった事業をやられるっていうことに対しては、新しい試みなのかなっていうことで、注目していきたいと思っています。

2番目、あと2つです。支所長等たくさん出ていらっしゃるんですけど、私はあくまでも利用の立場からなんですけど、支所の職員の方々はネット接続OKなんですけど、支所を利用するときにWi-Fiみたいな環境っていうのは、もうそろそろ考えていただけないのかっていうことを思います。皆さんで話し合いをしたり、何とかするときに、旧態依然、資料をいっぱい配ってよくわからなかったり、ネットを通じて何かイメージ情報を提供するとかっていうようなことも必要になってきていると思います。要望ですけども、ことしは無理かもしれませんが、来年度については地区ごとに差があるかもしれませんが、Wi-Fiの環境を用意していただきたいっていうことです。

○委員長 要望でいいですね。

○村田茂之委員 最後です。古畑委員からもありました。122の下から5番目のインターネット等公売落札手数料っていうことが出ています。ヤフーの公共のオークションというか、建物が出たり車が出たり、いろんなものが出たりしてますけど、当市の活用状況と実際に売れた額当たりはどれくらいなのっていうような素朴な質問です。

○委員長 会計管理者の。ヤフーの公売の、どっち。

○収納課長 今の御質問の趣旨でいただきました122ページのインターネットの公売落札手数料。こちらにつきましては、滞納者の方から滞納した物件を官公庁オークションにかける際のものになりますので、いわゆる滞納者分ではなくて、市の公共財産をかけたものという趣旨の御質問という。

○村田茂之委員 ええ、私のは後者のほう。

〔「両方」の声あり〕

○村田茂之委員 両方聞きたい。両方ですって。

○委員長 ちょうどいいや。今の個人のやつと、市で引き上げてきたものと、会計管理者が扱ってる公用車とか公共のものと、2つ説明してちょうだい。

○収納課長 それではもう一度戻りまして、この新年度の30年度で見込んでいる落札手数料でございますけれ

ども、公売価格というか、落札価格の3%を手数料としてヤフーのほうに御支払するような形になっております。来年度に予定しておりますのは不動産。これは1,500万円程度の不動産ですが、その物件を2件程度。それから、あと、動産。ものです。自動車ですとか、動産の差し押さえ分ということで。

29年度の実績につきましては、動産の実績が1点あっただけでございます。詳細につきまして、係長のほうから御説明いたします。

○**滞納整理係長** 29年度はインターネットの実績はちょっとありません。実は当初は土地をインターネット公売にかけたんですけども、インターネットで落札者が出なかったために、期日公売ということで、塩尻市内、あと、松本の不動産業者をお願いをしまして、個別に売り払いましたので、その折にはインターネット公売の手数料はかかっていないために、29年度の実績としてはないということです。

○**委員長** じゃあ、インターネットの手数料より不動産屋に払ったほうの手数料のほうが高いよね。

○**滞納整理係長** 不動産屋さんに払う場合は、その手数料は払いませんので。要は不動産屋さんが入札した入札の金額だけお話すということで。

○**委員長** ああ、入札だからね。競売みたいな感じのやつに当たるんだね。

○**滞納整理係長** インターネットのときには、その手続は、そのやったものの手続で。

○**委員長** わかりました。

○**会計管理者** それでは会計関係なんですけれど、官公庁オークションに29年度かけた実績についてお話しさせていただきますと思います。6回参加しております、小さいものでは一眼レフのカメラから、消防のポンプ、また、情報の関係のインクジェットプリンター等を公売いたしまして、現在までで292万2,163円を歳入として受け入れております。手数料等につきましては、収納課と同じでございまして、公売価格の3%を手数料で御支払するという形になっております。

○**委員長** ありがとうございます。ほかに。

○**副委員長** 私も3個ほどあるんですけど。1つ、まず、124ページの一番上の欄のところの5つ目、地方税滞納整理機構負担金ですけど、これは前年度に依頼をした件数、実績に応じて、これは来年度支払うという意味なんですか。

○**収納課長** 機構のほう在实际その収納の業務に携わっていただきますのが、6月から翌年の7月までかけて実際の徴収業務を行っていただく関係になります。そんなような関係から、今でいうと30年度の負担金、これを計算するときに用いる徴収実績につきましては、28年度中に徴収された実績に対しまして、その10%を負担金といたしまして、30年度にお支払いする。そのような仕組みとなっております。

○**副委員長** ということは、10%払っているわけだから、この10倍ですか、それが実は回収できたということになるわけですね。

○**収納課長** そうです。28年度につきましては、徴収実績のほうで1,480万円程度の徴収がありまして、その10%という形になっております。

〔「違う」の声あり〕

○**収納課長** 済みません、もう一度言い直します。負担金自体が3つの仕組みで整っておりまして、まず一番最初が均等割といたしまして、全ての市町村にかかるものが5万円ございます。そこに今御説明申し上げました徴

収実績割、こちらが昨年1, 488万円の徴収がありましたので、その10%ということで、148万8, 000円。さらに、25件移管をしているわけですが、一件当たり10万2, 000円の事務費ということで。この3つの合計といたしまして、408万8, 000円の負担金となっております。

○副委員長 132ページの選挙に関する部分で、市長選に関してです。これと選挙運動の公費負担金っていうのが456万円になってますけれども、これは候補者が多数出た場合にはどうなるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 この詳細につきましては、係長のほうからお答えします。

○選挙係長 一応この積算が4人まで出ることを想定しておりますので、実際に出られる方の人数が少なければもうちょっと実績は減ってまいります。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○副委員長 済みません。支所に関する事で、これ前にもどこかで、どなたかが伺ったような気がするんですが、もう一度お願いしたいんですけれど。臨時職員の賃金についての単価というんですかね、これ、支所によって大分違いますので、これは多分年齢だとするじゃなくて、時間数によるものだと思うんですけれど、それをちょっと内訳を教えてください。

それから、社会保険料を払っている支所と払ってない支所とあるんですね。これはどういうことなのか、ちょっとお伺いしたい。

○人事課長 臨時職員の単価につきましては、時給830円でございます、先ほど委員がおっしゃったように、社会保険料がつく、つかないという分につきましては、19日フルタイムの臨時職員、非常勤職員につきましては社会保険料に加入しなければならないために、臨時職員さんがいる支所につきましては社会保険料が計上されているという形でございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○情報政策課長 先ほどの村田委員の御質問に対する答弁でございますけれども、各担当課で専門にとっているシステムの部分についてちょっと集計ができていないところがありますので、100%ではないかもしれないですけど、おおむねなんですけれども、5年で11億円程度の電算システムの費用がかかるというふうに見込んでございます。機器のリースとかそういうのが時期がずれていたりとかしますので、平均的な金額っていうことでそのような数字ということで答弁させていただきたいというふうに思います。よろしくお祈いします。

○企画政策部次長 先ほどの村田委員の御質問で、長期的な全体的なシステムについてっていうことのお尋ねがございました。私が来る前にシステム全体はばらばらでございました。それぞれにAって人がシステムに存在をしております、極めて不効率な形になってましたが、私も国に出入りをしておった関係で、マイナンバーをおやりになるというようなことで、これはシステムを一緒にしなきゃいけないということで、今では株式会社電算さんに一本化がほとんどされておりますけれども、そういうことでシステムをまとめまして、マイナンバーの導入をスムーズにした後に、そのときに一般経営管理費といいますか、共通経費のあたりで、多分当時1億円ぐらい落ちたと思います。それが全体でございます。それから、そのまとめた形で、スムーズにマイナンバーが今は我々の情報課の中においてつくられているということでございます。それで、全体をまとめた関係上、私どもが契約はできるだけ一本化できるものは一本化させていただいております、契約はしておりますけれども、ばらば

らに仕事の事業評価という面ではばらばらに評価をしなきゃいけないということで、要はその財務会計で人件費を扱う人事課は幾ら人事に使っているんだよってということの事業仕分けをできるだけしやすい形でばらばらに、その点では分散をして評価はさせていただいております。それから、そういうことですので、全体としては、できるだけまとめていくっていう方向でございます。国のほうも、まとめてクラウド化にして一本でやれやっというような方針も一応出されておりますので、我々としては次の経費を削減するっていう点では、全体で県内の自主振興組合を中心とする共同化っていうところに、今度は進んでいかなければいけないかなと思っています。今、ばらばらにしていますけど、先ほど課長が申し上げたように、ばらばらの特異なシステムで家屋評価システムとか一つぽこっとあるシステムもあるんですけども、そのシステムの契約時も起案段階から私と課長が中身を見まして、必要なものは差し戻しをして経費を再考いただいているという方向でいます。全体的にはそういう方向でございます。以上です。

○**村田茂之委員** そうした意味で、利用環境が大きな意味で変化してまいりますんで、それに合わせた形で引き続き御対応をお願いしたいなというふうに思います。

一点確論なんですけれども、前回ちょっと経験したことで、第2期の中期でも一番わかりやすいのは、合計特殊出生率であります。これが私の範囲でいくと、市民課で十分算出できるというふうに思うわけなんですけれども、健康づくり課と一緒にやらないと出ないし、すぐには出ませんというお話がありました。そういう意味で、成果使用のところっていうのも一つ重点算出項目というか、提供できる項目っていう形で御検討いただければ、PDCAもよりスピーディーに回るんじゃないかなっていうことで。私が要望っていうのが変ですけど、そんなことで、システムの改修なり、それから出るアウトプットの充実なりってことを引き続き検討していただければと思います。

○**委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ありませんね。

それでは134ページまでは以上で終了といたします。10分休憩をとります。

午後2時33分 休憩

午後2時43分 再開

○**委員長** 休息を解いて再開をいたします。

次に、歳出3款民生費1項社会福祉費8目健康保険総務費153ページから4款衛生費、3項上水道、198ページまでの説明を求めますが、それぞれ係長さんも御出席なんで細かく切っていきます。終わり次第退席していただいて結構ですんで、とりあえず、153ページから154ページ3款民生費中8目国民健康保険、総務費の説明をお願いをいたします。

○**市民課長** 3款1項8目の国民健康保険総務費は、人件費のほか、3つ目の白丸の国民健康保険事業特別会計繰出金は保険基盤安定拠出繰出金、事務費繰出金等の法定による繰出金と福祉医療給付の現物支給に伴う、国庫補助の減額調整分56万6,000円を含む4億6,715万2,000円になります。詳しくは国保特別会計の予算で説明をさせていただきます。続いて9目の後期高齢者医療運営費は、1つ目の白丸、後期高齢者医療広

域連合負担金が、事務費分と医療費分で6億1,500万円であります。2つ目の白丸の後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事務費と保険料軽減相当分を繰り出すもので、1億4,908万1,000円を計上しております。以上です。

○委員長 今の説明で委員の皆さんから質問はありますか。この件はいいね。

それでは次に、9目後期高齢者医療費、運営経費及び4項国民年金事務費173ページから174ページ。説明をお願いします。

○市民課長 それでは、ページ飛びまして173、174ページをお願いいたします。3款4項1目の国民年金事務費は、法定受託事務としての人件費と事務費、事務諸経費を計上してございます。私からは以上です。

○委員長 これについて委員の皆さんから質問ありますか。国民年金事務費、諸経費、よろしいですかね。

続きまして、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費から8目壺園費185ページから194ページ、説明をお願いします。

○生活環境課長 それでは、私から185、186ページをお願いいたします。5目環境衛生費から御説明申し上げます。186ページの4つ目の丸、花による美しい環境づくり事業177万円余でございますが、各区の花壇及び学校、保育園、支所等の公共の場所に約4万5,000本の花苗を配布し、花による美しい環境づくりを進めているものであります。

次の丸、「クリーン塩尻」推進事業80万円でございますが、この事業は、「クリーン塩尻」推進連絡会議が主体となりまして、市民、事業者、行政が協働して環境美化等を推進する事業を行っております。特に「クリーン塩尻」パートナー制度に現在加入しております46の企業、学校、市民団体のボランティア活動によりまして、地域の清掃活動、あるいは田川を中心といたしましたアレチウリ等の外来植物の駆除や河川護岸への芝桜の植栽を行っているものでございます。またエコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦も、この代表的な取り組みになっておりまして、こうした取り組みに対し、団体に補助金36万円を交付するものでございます。

次の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業853万円余でございますが、主な内容は6つ目の黒ポツ、不法投棄物処理委託料250万円、不法投棄パトロールや市民の通報等により発見された廃棄物の廃タイヤ、あるいは家電製品、春秋の一斉清掃やエコ・ウォーク等に片づけられましたごみの処分費でございます。その下の黒ポツ、不法投棄回収委託料402万円余でございますが、国道、県道、市道のほか、河川及び林道の定期パトロールと投棄ごみの回収をシルバー人材センターやNPO法人に委託をいたしまして、捨てられない環境づくりを維持しているものでございます。

次に187、188ページをお開きください。3つ目の丸、地区衛生推進事業956万円余でございます。最初の黒ポツ、衛生部長謝礼は市内66区の衛生部長に均等割2万3,100円、戸数割55円で算定し支払う謝礼でございます。5つ目の黒ポツの環境衛生活動委託料でございますが、各区の役員さんが行っておりますごみの分別、清掃活動、ごみの収集カレンダーなどの文書配布などの環境衛生活動に対しまして、各区の戸数に260円を乗じまして区に委託料として支払っているものでございます。

次の丸、公害防止対策事業516万円余でございますが、事業の中ほどの自動車騒音調査委託料202万円でございます。これらは、国道、県道など、市内5地点を騒音調査するものでございます。また、その3つ下の黒ポツ、河川・湖沼水質検査委託料211万円余でございますが、市内の用水路を含む14河川及び2湖沼について

て、定期的に環境モニタリングを継続して実施しているものでございます。

次に189、190ページをお願いいたします。1つ目の丸、環境教育推進事業301万円余でございますが、この事業は地球温暖化防止、あるいは自然環境の保全、またごみの減量や不法投棄の防止などの出前講座や地区説明会を実施し、また環境学習の成果や事例発表の場として行っております環境トーク&パフォーマンス、または環境イベント、e-Life Fairにかかわる経費でございます。特に事業内の7つ目の黒ポツ、環境学習講座委託料33万円余につきましては、保育園、小中学校、地区での環境出前講座に対しまして、一部の講座には民間委託をしまして実施しているものでございます。

次の丸、環境管理システム推進事業60万円余でございますが、本庁、それから保育園、小中学校等58施設におきまして、ISO14000の規格に適合した環境マネジメントシステムを導入いたしまして、環境基本計画の推進、あるいは日常業務活動における省資源、省エネルギーを率先して実践しているものでございます。3つ目の黒ポツ、審査登録・支援業務委託料でございますが、外部審査、外部認証機関による定期審査を受けるための委託料でございます。

次の丸、合併処理浄化槽設置事業につきましては、水道事業部でございますので飛ばさせていただきます、次の丸、高ボッチ高原自然環境保護事業514万円余でございます。5つ目の黒ポツ、高ボッチ高原植生管理業務委託料196万円余でございますが、高ボッチ高原の自然保護への対応等についてガイドラインを策定いたしまして、植生に配慮した支障木の伐採を行っていききたいものでございます。その下の黒ポツ、工事請負費300万円ですが、第1駐車場東側にあります展望台への遊歩道の階段等の整備、及び展望台周辺の木柵取りかえ等の工事であります。

次の丸、地下水・湧水等水環境調査事業110万円余でございますが、この事業は地下水の水質を継続的に調査をしてモニタリングをしているものでございます。そのうちの地下水測定等委託料93万円につきましては、中央スポーツ公園の中にあります井戸の水位を年間を通して自動的に計測しているもので、市内の地下水位の変動、経年変化を見ているものでございます。

次の丸、再生可能省エネルギー促進事業110万円でございます。今まで、再エネ利用促進事業の中の再エネ設備導入補助金、これはペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブ及びペレット燃料なんですが、森林資源の活用を一体的に進めるために、新年度より森林課のほうへ移行しますので、補助金以外の再エネと省エネ環境一本の事業としております。

191ページ、192ページをお願いいたします。4つ目の黒ポツ、省エネルギー設備導入普及事業補助金80万円でございますが、これは一般住宅への省エネルギーの設備導入に対する支援でございます。蓄電池、またはエネファームの導入に対して限度額10万円、省エネナビ、あるいはHEMSの設置に対しまして1万円を補助しているものでございます。

次の丸、斎場施設管理費2,634万円余でありますけれども、事業の中ほどの斎場運營業務委託料でございますが、斎場内の案内業務、それから火葬業務、場内の清掃等維持管理業務等を委託しているものでございます。

次の丸、霊園管理諸経費980万円余でございますが、霊園管理の維持管理に伴う経費を計上しているものでございます。193、194ページをお願いいたします。事業内の中段の黒ポツ、霊園管理業務委託料235万円余でございますが、来園者の受付案内、園内の軽微な草取り等の業務をシルバー人材センターに委託をし

ているものでございます。その4つ下、備品購入費56万円余でございますが、園内の通路用に除雪機を購入し、主に職員で対応させていただくものでございます。その下、永代使用料還付金126万円余でございますが、こちらは何らかの理由によりまして購入した聖地を返還される場合、使用した期間に応じて永代使用料の一部を返還しているものでございます。

次の丸、し尿処理浄化施設管理費につきましては、水道事業部となりますので、飛ばさせていただきます。

○委員長 今までで、衛生費中5目環境衛生費から8目霊園費までの説明が終わりました。これについて委員の皆さんから御質問がありましたらお願いをいたします。185ページから194ページまで。

○西條富雄委員 186ページ、花による美しい環境づくり事業で花の苗、お配りいただきました。大変私たちのところも喜んでいるんですが、これ一律一地区に幾つの苗って決まっているんでしょうか。あるいはその区長さんが取れるだけ取ってこられるんでしょうか。その辺、ちょっと教えてください。

○生活環境課長 花苗の配布につきましては、前年度に各区のほうへ要望をお聞きしまして、その要望に応じまして配布させているものでございます。要望数にできるだけ近い本数、苗を配布しております。

○西條富雄委員 たまたま昨年2年間、結構多めに区長さんが頑張って持ってきてくださりまして、結構植えるにもぎっしりになっちゃいましたから、ちょっとそれで聞いてみましたけど、そういうことですね。理解しました。

○委員長 ほかに。

○村田茂之委員 その下なんですけど、186ページ。先ほど「クリーン塩尻」推進事業っていう中で、アレチウリの話がちょっと出たんですけど、ちょっと予算とは違うのかもしれないんですけど、私の地区のほうは地区民総出で毎年夏にやっておるんですが、あの繁殖力はものすごいものでして。何を言いたいかという、夏にでかくなったところで切るよりも、冬場の葉っぱが落ちた段階で切るほうが、圧倒的に、いわゆる幹の部分から切除したほうが繁茂を止められると思うんです。地区のほうも話をするんですが、なかなか今まで継承してきたものをそのまま回しているだけで、ちょっと焼け石に水みたいな状況があります。方法として検討していただきたいのは、ちょうど今の時期になりますけれども、枯れた時期に太い幹を切除しておくというような方法もちょっと検討していただきたいなということです。要望です。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。いいですか。

○副委員長 188ページの公衆トイレの清掃委託料ですけど、これは幾つに対する委託料なんでしょうか。

○生活環境課長 私のほうで管理しているのが、大門一番町の末広公園、それと町区に宮本町のバス停があるんですが、その場所の2カ所でございます。

○副委員長 わかりました。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 なければ、次にいきます。2項清掃費2目ごみ処理費から3目3項上水道費、195ページから198ページをお願いいたします。

○生活環境課長 それでは、195、196ページをお願いいたします。3つ目の丸、ごみ処理負担金の松塩地区広域施設組合負担金でございますが、ごみの共同処理にかかわる負担金でございます。3億1,573万円余

でございますけれども、この内訳は予算説明資料にも記載させていただいてありますけれども、組合の積立基金、起債償還金などの建設費に対する分担金1億9,267万円余、それから一般家庭の可燃ごみの焼却にかかわる維持経費分担金、これが1億2,306万円余でございます。これらを合せて組合に負担していきたいというものでございます。また、新たなごみ中継施設、塩尻クリーンセンターの建設工事が完成し、昨年11月より御利用いただいております。新しい施設はごみを種類ごとに分別、保管するためのパッカー車やコンテナを建物内に配置しまして、これまで以上に円滑にごみを搬入いただけるものと思っております。なお、平成30年度はクリーンセンター周辺の外構工事を行う予定になっております。

次の丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億3,252万円余でございますが、この事業は、可燃ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、剪定木の収集と処理にかかわる経費が主な内容となっております。事業内の下から9番目の黒ポツ、証紙売りさばき手数料でございますが、燃えるごみ、埋立ごみの袋に印刷されている証紙のことでございまして、証紙を売っていただく手数料として10%を御問屋と小売店にそれぞれ2分の1ずつ支払うものでございます。3つ目の黒ポツ、廃棄物破砕処理委託料2,559万円余でございますが、これは埋立ごみや布団、家具などの可燃性粗大ごみの破砕処理の後、破砕した埋立ごみは朝日村の最終処分場へ、また同じく破砕した布団や家具につきましても、松本クリーンセンターのほうへ運搬する業務を市内の民間業者に委託しているものでございます。

197、198ページをお願いいたします。上の丸、資源リサイクル推進事業1億6,736万円余でございます。資源循環型社会の形成に向けまして、ごみの分別による資源化を促進しているものでございます。この事業の中段、資源物改修事業委託料5,354万円余でございますが、これらは古紙、古布、金属類、小型家電製品等の収集運搬費でございます。またそのほかに、事業の中ほど下に、焼却灰資源化等委託料2,931万円余でございますが、平成26年度から松本クリーンセンターで排出される焼却灰の約4割を土木資材として資源化しているものでございます。廃棄物の資源化と最終処分場の延命化を図っている事業でございます。なお平成30年度より、リスクの分散と単価の減額を目的に、焼却灰資源化業者を2社に予定をしております。また事業内の最後の黒ポツ、焼却灰資源化負担金は、新規事業者の搬入先であります三重県伊賀市では、市外からの一般廃棄物の搬入に対しまして、処分費とは別に1トン当たり1,000円の環境負担金のほうが条例で義務づけられておりまして、直接伊賀市のほうへ支払う負担金を計上しております。

それから次の丸、水道施設費繰出金4,956万円余でございますが、水道事業の安定経営を図るための一般会計からの繰出金となっておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長 委員の皆さんから質問はありますか。ありませんか。

○古畑秀夫委員 198ページですが、この資源リサイクル推進事業の焼却灰資源化の関係では、これは埼玉県のところへ委託してということですかね。これは年間何トンぐらいあるのでしょうか。

○生活環境課長 今現在、埼玉県にありますツネイシカムテックスという会社へ持ってっております。来年度につきましては、もしちょっと業者さんが嫌をいうようなときには困るということで、リスクの分散ということで、もう一件が伊賀市のほうへ持っていくというものでございます。年間おおむね920トン資源化しております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは198ページまでは以上で終了といたします。

次に移ります。歳出8款土木費4項都市計画費7目交通安全対策費249ページから、13款予備費330ページまでの説明を求めます。

○地域振興課長 では、7目の交通安全対策費1,032万円につきましてお願いしたいと思います。説明欄の白丸、交通安全対策事業諸経費1,032万円でございますが、上から3つ目の黒ポツ、消耗品費82万2,000円は例年実施をしております新入小中学生への黄色い帽子、あるいはキーホルダー型反射材の配布のほか、75歳になられました方への反射材たすきの配布にかかわるものなどの消耗品でございます。なお、高齢者の反射材たすき配布につきましては、交通安全協会との共同事業ということで、2分の1の負担で行っているものでございます。次の下から4つ目の黒ポツ、交通安全教室等委託料558万円でございますが、こちらは高齢者や市内の保育園、幼稚園、小中高等学校等で行っております交通安全教室の開催ですとか、下校時の街頭指導等に対します委託料でございます。一番下の黒ポツの、塩尻市交通安全協会負担金200万円は、先ほど申し上げました高齢者向けの反射材たすきの配布事業のほか、交通安全協会が主となって地域の支部の役員もかかわって各地区において高齢者向けの交通安全教室を開催するなど、交通安全啓発活動に努めていただいております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、251、252ページをお願いしたいと思います。8目輸送対策費9,316万2,000円でございます。説明欄、最初の白丸、輸送対策事業9,245万1,000円でございますが、上から9つ目の黒ポツの車両修繕料97万9,000円は、地域振興バスの櫛川線として使用しております地域振興バスと課持ちの公用車の車検等にかかわる修繕費でございます。下から6つ目の黒ポツ、地域振興バス運行委託料8,947万5,000円は、市内の10路線を2つの会社に運行委託しているものでございまして、櫛川線を大新東株式会社に、それ以外の9路線をアルピコタクシー株式会社に委託しております。

次の白丸、駅前駐輪場等管理事業71万1,000円でございますが、仮称ふれあいセンター東部の整備によりまして、みどり湖駅前広場の駐車場の管理は福祉課となるため、駐輪場のみの管理となり関連する経費が減額となっております。駐輪場管理委託料46万4,000円につきましては、広丘駅の東西にございます駐輪場の管理にかかわる委託料が主なものでございます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。交通安全対策費と輸送対策費について、何か質問がありましたらお願いをいたします。

○中村努委員 交通安全対策費と輸送対策費、両方なんですけど、一番上に委員会の委員報酬、それぞれ出てますけれども、どういう方が委員になっていて、年間どのくらいの会議が持たれているのか、教えてください。

○地域振興課長 ではまず、塩尻市交通安全対策委員会ですけども、目的の関係につきましては、交通安全及び交通環境に関する施策について総合的に検討するというところで、委員が13名ということで、今お願いをしております。まず、所見を要するものということで、市の区長会の会長さんとか、友愛クラブ連合会長さん、またはタクシー協会の代表等々になっておりまして、そのほかには関係団体の役員ということで、交通安全協会の会長それと交通安全協会女性部長、または自家用自動車協会、そのほかには関係機関との職員ということで警察署または学校の校長会長、それとあと上記以外に交通に関するものということで、PTA連合会の副会長または保育園の保護者会の会長等となっております。それで会議は年に1、2回ということですけど、協議内容につきましては平成29年度で例を申しますと、平成29年度につきましては、塩尻市交通安全実施計画につきまして協議

しましたし、または通学路合同点検の報告等につきましたの協議を行っております。

それで、次の輸送対策事業の関係になりますけれども、塩尻市地域公共交通審議委員会報酬という形になります。目的といたしましては、地域における公共交通の確保、その他、利用者の利便の増進に必要な事項につきましたの協議を行うということになっておりまして、委員の数は30名という形になっております。委員の関係につきましたは、市内で運行している路線バス事業者のアルピコタクシー株式会社ですけれども、それとか市内で営業所を有するタクシー事業者の塩尻地区タクシー協会の代表、住民または利用者の代表ということで各地区の区長会長さん10名、または友愛クラブの連合会長さん、それと隣接する辰野町の小野の区長さんという形、または国の関係から国土交通省の北陸信越運輸局の職員の方、または道路管理者としまして国道事務所または県または松本市、辰野町、塩尻市も含まれますけれども、それとあと塩尻警察署とか長野県の関係行政機関ということで長野県の企画振興部、または松本地域振興局の職員、その他としましては、長野県のバス協会、辰野タクシー株式会社、東日本旅客鉄道株式会社ということで委員の方がなっております。この関係につきましたは、今年度は年2回やらせてもらいました。協議事項の内容につきましたは、全協の中でお諮りしましたけれども、地域振興バス運行状況、または自家用有償旅客運送（楢川線）の更新登録について、または北小野地区で国庫補助金をもらっておりますのでその関係の計画について、それとあと地域振興バスのダイヤ改正についてということで協議をさせてもらっております。以上です。

○中村努委員 ちょっと人数で、交通安全のほうは13人ということで、資料には11人って書いてあるし、輸送対策のほうは30名で12人分って書いてあるけど、これはどういうことですか。

○地域振興課長 済みません、もう一回お願いします。

○中村努委員 委員の数、交通安全対策のほうは予算書には11人分って書いてありますけど、説明では13人と言われたと思いますし、地域交通のほうは12人分って書いてあるけど、今説明では30名っていうふうに言われたんですが、その辺。

○地域振興課長 その関係につきましたは、報酬になりますので、県の職員とか国の職員につきましたは費用弁償というかそれをやっていないものですが、一般の方には出しているということで、そこで委員の人数と報酬を御支払している人数の差が出てまいります。

○中村努委員 両方ともそんなに数は多く開いてないので、個別の箇所づきみたいなのという議論ではないのかなというふうには思います。大体、市でまとめたものを追認機関じゃないですけども、そんなことがされてるんじゃないかなと思いますが、何かこういった会議から提案されて、この30年度の予算に盛り込まれたような事例はありますか。

○地域振興課長 直接これとは関係ないところもあるかもしれませんが、今年度につきましたは、運転免許証の高齢者に対しまして3,000円の振興バスの利用券を出すということで、予算上ではしないんですけども、そういう形での事業の取り組みはさせてもらっております。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

○委員長 次に、5項住宅費1目住宅企画費のうち空き家対策事業について253ページから254ページ、説

明をお願いいたします。

○市民環境課長 それでは253、254ページをお願いいたします。一番下の丸、空き家対策事業1、503万円余でございますが、空き家店舗の利活用、危険空き家などの空き家対策の窓口を一本化することによりまして、新しい課、建築住宅課が新設されます。それに伴う空き家対策の予算でございますけれども、初めの黒ポツ、空き家等適正管理審査会委員報酬でございますけれども、空き家等の適正管理におきまして、市が行う命令等の行政処分を行う際に第三者の意見を聞くものとしておりまして、その委員会の委員報酬5人分を計上しているものでございます。その4つ下の樹木管理委託料40万円でございますが、古びた大木の腐りや強風による倒木の恐れがあるなど周辺住民の皆さんに危険の恐れがある場合の対応、またその2つ下、緊急安全措置材料費でございますが、台風や地震などにより空き家の一部が崩壊しそうで近所に危険がある場合に応急的な措置を行うための費用となっております。原則これらは所有者の同意を得て、一旦は市が専門業者に委託をしまして、あるいは担当職員によって危険を回避しているというところでございます、その際の費用を見込んでいます。費用については後日所有者に費用の請求を行うものでございます。

○企画課長 続きまして、黒ポツ、住宅ストック活用事業補助金、その下の空き家利活用事業負担金は、移住定住事業のほうから移管してきたものですので、私のほうから説明をさせていただきます。

上の住宅ストック活用事業補助金ですが、正式名、移住定住促進居住環境整備補助金。空き家の補助金になります。空き家整備事業、空き家改修事業、空き家解体事業のものを予算盛らせていただいております。本年度の実績ですけれども、空き家の整備につきましては2月末までで12件、空き家の改修につきましては6件、空き家の解体については11件の申請がございます。続きまして、その下、空き家利活用事業負担金ですが、塩尻市振興公社のほうで設置しております空き家コーディネーターに関する事業費になります。今年度784万6,000円で新年度は30万円ほど増額をさせていただきます。主な内容は、コーディネーターの件数、それから事業費等になりますけれども、30万円増額したのですが、アドバイザー謝金として30万円を増額させていただきました。今年度、空き家利活用でいろいろやっている中で具体的にでてきたのが、例えば奈良井宿及び平沢、北小野で住みながらゲストハウスをやりたい事案ですとか、カフェをやりたいという、要するに専門的後利用の相談があったときに、今の空き家コーディネーター及び地域おこし協力隊ではどうしても指南ができないということですので、その手の専門家を呼んで、最初のプロジェクトとしてプロトタイプとしてできるような形で指南をいただくということで30万円。お一人の方に30万円を払うわけではなくて、その道、それぞれプロの方をその都度呼んで、アドバイスを受けるというもので30万円を増額させていただいたものでございます。私からは以上です。

○委員長 それでは、253、254ページ、空き家対策事業について、何か委員の方から御質問がありましたらお願いをいたします。

○中村努委員 空き家のその樹木の管理、それから緊急安全措置の費用について、これは完全に所有者から費用の回収はできているというふうに考えていいですか。

○市民環境課長 今までにそういった強制的にやったものがございませんので、特にありませんけれども、基本的にはかかった経費については返していただくという考えではございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 この空き家適正管理審査会ってのは、いろいろ問題があった空き家があって、特定空き家に指定するかどうかという事象が生じたときにやるってことですか。定期的に行っているわけでしょうか。

○市民環境課長 初めるときは、会議の名目、目的等をお話をさせて進めさせていただきましたけれども、本来は行政処分を行う命令等を行う際に第三者の意見を聞くというものでございまして、その事案があるときに開催をさせていただくというものにしてございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにもございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なければ、次に進みます。9款消防費並びに12款交際費及び13款予備費、ページは257ページから260ページ、12款327ページから330ページまで、説明をお願いいたします。

○消防防災課長 予算書の257、258ページをお願いいたします。9款消防費1項1日常備消防費から御説明をいたします。258ページの説明欄の一番上の白丸、広域消防負担金6億284万円余のうち1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金5億9,466万円余につきましては、常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する負担金のほか、本市への派遣職員1人分の人件費と退職職員の当市の負担分の合計であります。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）の634万円余につきましては、長野自動車道における救急業務に対する負担金でございまして、中日本高速道路株式会社から支弁金として本市へ支払われたものを、そのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金183万円余につきましては、長野県消防航空隊の消防吏員に係る人件費でございまして、当市の負担分でございます。

次に2目の非常備消防費をお願いいたします。説明欄一番上の白丸、団員等公務災害補償費157万円余でございますが、遺族補償年金134万円余と療養補償費等でございます。

一番下の白丸、消防団諸経費8,957万円余のうち、1つ目の黒ポツ、消防団員報酬2,108万円余につきましては、団員870人分の報酬でございます。その下の黒ポツ、消防団員退職報償金1,300万円につきましては、4月1日脱退予定者のうち5年以上在籍をしました脱退者について退職金を支払うものでございます。次に259、260ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツ、被服費570万円余につきましては団員にかかわるはっぴやズボン、またライフジャケット195着分等を購入するものでございます。7つ下の黒ポツ、備品購入費213万円余につきましては、消防ポンプ用ホース、消火栓用ホース、消火栓ホース格納箱などの消防備品の購入費でございます。一つ飛びまして、消防団員退職報償金負担金1,670万円余につきましては、団員に係る消防基金への退職報償金の負担金でありまして、団員1人当たり1万9,200円を負担しております。下から4つ目の黒ポツ、消防団運営交付金1,255万円余につきましては、消防団本部、分団、各部及び消防音楽隊、ラッパ隊に交付をしている交付金でございまして、団員の人員割、車両割及び世帯数割などにより算出しております。その下の黒ポツ、災害出動交付金360万円につきましては、団員が火災出動、あるいは災害出動、捜索活動などに出動した場合の交付金でございまして、1日出動した場合は1人4,000円、半日出動した場合は2,000円ということで交付をするものでございます。

3目の消防施設費の消防施設整備費5,971万円余のうち、上から3つ目の黒ポツ、消防施設等整備工事1,107万円余につきましては、ホースタワーの設置、防火貯水槽の設置、火の目の撤去などの工事を実施するも

のでございます。その下の黒ボツ、備品購入費2, 775万円余につきましては、年数を経た消防機材を計画的に更新するものでありまして、来年度は広丘分団第6部のポンプ車1台、櫛川分団第2部の小型動力ポンプ付積載車1台の更新を予定しております。その下の消火栓新設改良負担金1, 749万円余につきましては、消火栓の新設4基、改修5基の工事負担金でございます。私からは以上でございます

○**財政課長** それでは、ページを飛んで、327、328ページをお願いいたします。327ページ、12款の公債費でございます。公債費につきましては、長期債の元金、利子、それから一時借入金の利子を計上しております。元金につきましては2, 500万円余の減額、利子につきましては5, 000万円余の減額ということになっておりますけれども、起債の償還が進んでいることと、高金利で借りた分の償還の終了等によるものでございます。

では、次のページをお願いいたします。13款の予備費につきましては、前年度と同額の1, 000万円を計上しております。私からは以上です。

○**委員長** それでは説明を受けました257ページから260ページ、また327ページから330ページまで質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** 260ページの消防施設等整備工事ということで、先ほどちょっとホースタワーとかいろいろだということですが、昔のいわゆる半鐘というか、鐘つくのがもう今は使われていないのがあちこち残っていると思うんですけど、あの処理はそちらでやっていただくってことかね。これからどんどん古くなっちゃうし、使わなきゃ撤去したほうがいいと思うんで。その辺の考え方をお願いします。

○**消防防災課長** 各分団、または部からの要望を受けまして、必要のないものは順次計画的に撤去してまいります。以上です。

○**委員長** 市でやってるってことだね。各分団がやるの。

○**消防防災課長** 市でやります。

○**古畑秀夫委員** 市でやってくれるってことだね。

○**委員長** よろしいですかね。ほかにございせんか。

○**委員長** ない、えらい少ないな、今回。ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○**委員長** なければ歳出については以上で終了といたします。ちょうどいい時間だな。10分休憩で、あと歳入で、きょうの予定を終わりたいと思いますんで、十分休んでください。

午後3時30分 休憩

午後3時38分 再開

○**委員長** 休憩を解いて再開をいたします。

次に、歳入全般について説明を求めます。

○**財政課長** それでは、歳入の説明をさせていただきますので、予算書の15、16ページからお願いいたします。それでは、予算書の15ページからですが、1款1項の市民税ですけれども、まず1目の個人市民税につきましては34億8, 000万円で前年度の比較1億2, 160万円の増額でございます。これにつきましては、

納税義務者の増と給与所得者の所得割の増を見込んでいるものでございます。2目の法人市民税につきましては6億6,610万円で、前年度との比較では1億2,240万円の減額でございます。こちらにつきましては、29年度の上半期の納税法人数と法人税割額から見込んでいる金額でございます

2項1目固定資産税42億8,400万円、前年度比較では500万円の減額でございます。土地につきましては、市街化宅地の地価上昇を若干見込んでおりますけれども、家屋につきまして評価替えによる既存家屋の減額を見込んで、トータルでは減額となっているものでございます。

1つ飛んで、3項1目軽自動車税2億810万円でございます。前年度比較は1,100万円の増でございますけれども、こちらは古い車からの買い換え等による台数の増加を見込んだものでございます。

4項1目市たばこ税4億100万円、前年度比較2,400万円の減額ですけれども、こちらは消費本数の減少を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。2つ飛びまして、7項1目都市計画税3億6,480万円、前年度比較では110万円の減でございます。こちらは、固定資産税の減額見込みに伴いまして、都市計画税も減額を見込んでいるものでございます。

2款の地方消費税から10款の地方交付税までにつきましては、本年度の決算見込み額と地方財政計画での来年度の増減見込み率により試算した金額を計上しております。

次のページ、お願いいたします。その中で、特に6款1項1目地方消費税交付金につきましては12億8,300万円ということで、前年度比較5,600万円の増ということで、地方財政計画ではここは少し大きな増を見込んでいるところでございます。

次のページをお願いいたします。10款1項1目の地方交付税、トータルで49億2,000万円、前年度比較では1億2,000万円の減額を見込んでおります。国の地方財政計画でも2%の減額とされていたところでございますけれども、減額の中で普通交付税につきましては、国の算定経費の見直し、それから臨時財政対策債への振替分、合併算定がえの縮減分等の影響がありまして、1億2,000万円の減額を見込んでおります。特別交付税につきましては、前年度と同額を計上をしております。

次のページをお願いいたします。12款2項1目の民生費負担金のうち、2節の児童福祉費負担金でございます。こちらは1つ目の黒ポツの長時間保育負担金と2つ目の黒ポツ一時的保育等負担金、こちらにつきましては、29年度は長時間保育等負担金ということで、1つの細節でございましたけれども、来年度につきましては分割をして2つの細節になっているものでございます。合計金額で見ると10万9,000円の増を見込んでいるところでございます。

次、13款1項1目の総務使用料690万9,000円の減でございますけれども、こちらは組織再編に伴いまして29年度にこちらにありました地域振興バスの使用料740万円を、次のページの7目2節の都市計画使用料に組みかえたための減が主な理由でございます。2目民生費使用料683万1,000円の増でございますけれども、こちらは保育料の増額見込みによる影響でございます。3目の衛生費使用料440万円の増額でございますけれども、こちらは説明欄4つ目の黒ポツになります合葬墓使用料の増額見込みによる影響でございます。

次のページをお願いいたします。2つ飛びまして、7目土木使用料につきましては664万7,000円の増額でございます。このうち2節の都市計画使用料の中にあります下から2番目の地域振興バス使用料が、先ほど

申しました総務使用料から組みかえられた分の増額。それから、その3つ上にあります広丘駅東口駐車場使用料、こちらが29年度予算に比べて増額見込みとなっているものが増額の見込み。一方、3節の市営住宅使用料のうち、下から3番目の雇用促進住宅使用料につきましては、128万円という見積もりになっておりますけれども、こちらは29年度より221万円余の減額を見込んでいるところでございます。

それでは1ページ飛んでいただきまして、29、30ページをお願いいたします。13款2項1目の総務手数料、こちらは前年度比較で111万2,000円の減を見込んでおります。主なものは1節徴税手数料のうち税務署証明手数料、こちらにつきましては、マイナンバー制度の情報連携により100万円、本年度よりも減額を見込んでいるものでございます。

さらに2ページ飛んでいただきまして、33、34ページをお願いいたします。こちらからは14款の国庫支出金になりますけれども、1項1目民生費国庫負担金につきましては、4,274万6,000円の今年度比較では増額でございます。主なものにつきましては、1目の社会福祉費負担金のうち2つ目の黒ポツ、自立支援給付費負担金、それから、その2つ下の障害児入所給付費負担金等が歳出の増に伴いまして、増額となっているものでございます。自立支援給付費負担金につきましては、前年度より2,900万円余、2つ下の障害児入所給付費負担金につきましては、1,500万円余ふえているという状況でございます。

では次のページをまたお願いいたします。14款2項1目の総務費国庫補助金。こちらは前年度比較1,477万3,000円の増額でございます。歳出のほうでも説明がございましたけれども、MICHIKARAプラス推進事業、オープンイノベーション推進事業につきましては、地方創生推進交付金の対象として新規でふえている分でございます。また、一番下の黒ポツになりますけれども、社会保障番号制度システム整備費補助金。こちらでも新規でふえているものでございますけれども、歳出で説明がありました、住民基本台帳等に旧姓を併記するためのシステム改修に伴う国庫補助金でございます。

2目民生費国庫補助金、こちらが前年度比較9,242万円余の減額でございます。主なものでございますが、1節の社会福祉費補助金の中でございますが、29年度にありました臨時福祉給付金給付事業分9,964万4,000円ございましたけれども、こちらが来年度はなくなるということで、減額の主な内容になっております。

2節の児童福祉費補助金、こちらについては、3つ目の黒ポツ、児童虐待等総合支援事業費補助金、こちらは来年度新規でふえているというものでございまして、家庭支援相談員報酬等に対する国庫補助でございます。

では、次のページをお願いいたします。中ほどにあります5目農林水産業費国庫補助金につきましては318万円余の減額でございます。2節の林業費補助金のうち、地方創生推進交付金（森林活用推進給付分）ですけれども、こちらは事業費の減少によりまして582万円の減額をしております、それが主なものでございます。

7目土木費国庫補助金につきましては、1億8,451万3,000円の増額でございます。こちらの主なものにつきましては、次のページ、40ページになりますけれども2節の都市計画費補助金、こちらは前年度比較でいいますと2億3,754万円余ふえております。2つ目の黒ポツ、社会資本整備総合交付金（吉田広丘地区）、こちらは北部交流センター分でございますけれども、こちらが前年度と比べまして1億6,780万円ふえております。次の3つ社会資本整備総合交付金の優良建築物等整備、広丘地区、道路、それぞれ3件についても29年度になかったものですが、30年度は新規の増でございます。優良建築物等整備につきましては、まちなかの居住推進。それから広丘地区については、広丘東通線、道路については、塩尻駅北の土地区画整理に伴い

ます主要区画道路の整備に伴う補助金でございます。

次、8目の教育費国庫補助金、こちらについては1億3,248万6,000円の増ということでございます。主なものにつきましては、1節の小学校費補助金のうち、一番下の黒ポツ、学校施設環境改善交付金、こちらが吉田小の改修分でございますけれども、3,112万9,000円。それから2節の中学校費補助金のうち、これも一番下の黒ポツ、学校施設環境改善交付金1億798万5,000円につきましては、塩尻中学校の改修分ということで新規にふえているものが、主な内容でございます。

では、次のページをお願いいたします。下のほうになります15款1項1目民生費負担金、こちらにつきましては4,617万円余の増額でございます。主なものにつきましては、1節の社会福祉費負担金のうち、1つ目の黒ポツ、国民健康保険基盤安定負担金、こちらが29年度と比べまして2,100万円の増額、それから1つ飛んで、障害者自立支援給付費等負担金、こちらが1,471万9,000円の増が主なものでございます。国保の安定負担金につきましては、保険税の軽減分がふえているということ、それから自立支援給付のほうは、国のところでお話ししましたように給付費がふえているという影響でございます。

次のページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、2項2目の民生費補助金、こちらは951万6,000円の増ということでございます。主なものにつきましては、1節の社会福祉費補助金のうち、3つ目の黒ポツになります、福祉医療費給付事業補助金、こちらが386万4,000円の増となっております。

次のページにいていただきまして、上から2つ目の黒ポツに地域主導型自然エネルギー創出支援事業補助金500万円ございますけれども、これは新規のものでございまして、ふれあいセンター東部の太陽熱利用に対する補助金でございます。3目の衛生費県補助金のうち2節環境衛生費補助金、この中の2つ目の黒ポツ、自然環境整備支援事業補助金、こちらにつきましては、高ボッチ高原の自然環境保護事業に対する来年度新規の補助金でございます。4目農林水産業費県補助金につきましては、9,084万円余の増額でございます。主なものにつきましては、1節の農業費補助金ですけれども、次のページの上から3つ目の黒ポツになりますけれども、食料産業6次産業化交付金ということで、1億円、これが新規なものでございます。民間ワイナリーの建設に対する交付金でございます。

飛んでもらいまして、6目の教育費県補助金につきましては565万円余の減額でございます。減額の主な理由は、1節の小学校費補助金のうち、29年度に実施しました片丘小学校のペレットストーブ設置に対する補助金が500万円ありましたが、それが来年度はなくなるというのが主な原因でございます。

3項1目総務費委託金4,370万円余の増でございますけれども、4節の選挙費委託金が主な増額の理由でございます。

次のページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、16款1項1目財産貸付収入につきましては805万円の増でございます。1節の土地建物貸付収入のうち、1つ目の黒ポツ、土地建物貸付収入につきましては373万8,000円の増額でございます。それから一番下の黒ポツ、信州Fパワープロジェクト用地貸付料、こちらが324万4,000円の増ということでございます。Fパワープロジェクトにつきましては、永井議員の一般質問でありましたとおり、満額と来年度からなるものでございます。

次のページをお願いいたします。中ほどになります2項1目の不動産売払収入1,059万6,000円の減でございます。29年度は国道19号の久里巾交差点改良に伴います用地売り払いが予定してありましたので、

その金額を盛ってございましたけれども、来年度は特にそういう予定がございませんので、例年どおりの100万円となっているものでございます。

一番下の17款1項1目一般寄附金は、29年度と同額を計上しております。そのうち総務費寄附金につきましては、歳出で説明がありましたふるさと寄附ということで1億4,000万円を計上しているところでございます。

次のページをお願いいたします。中ほどから下の18款2項1目基金繰入金1億9,880万円の増でございます。この内訳としましては、1節の財政調整基金繰入金は前年度よりも7,000万円の増額、それから3節の道路施設整備基金繰入金につきましては2,000万円の減額、5節福祉基金繰入金は4,000万円の減額、7節の合併振興基金繰入金は9,000万円の増額、それから8節の森林環境保全基金繰入金と9節の知恵の交流基金繰入金はそれぞれ5,000万円ずつ増額という予算にさせていただいております。

3ページ、飛んでいただきまして、59、60ページをお願いいたします。20款諸収入でございますけれども、こちらは多くの雑入でございますので、増減の大きいものだけ説明を特にさせていただきます。このページの上から10個目くらいに退職手当会計負担金というのが7,104万円余を計上してございます。こちらにつきましては、来年度定年退職者がふえて、退職手当もふえるということで、こちらは水道事業会計からの負担金ですけれども、増額となっているものでございます。

2ページ、飛んでいただきまして、63、64ページをお願いいたします。4節の労働費雑入。こちらにつきましては413万9,000円という見積額ですけれども、昨年度と比較しますと7,424万円余減額となっております。減額の理由につきましては、29年度まで実施しておりました実践型雇用創造事業というのが終了することに伴いまして、昨年度清算金を計上していたものがなくなるということでございます。

2つ飛んで、7節の土木費雑入。こちらにつきましては、金額でしますと昨年度よりも5,080万円増となっております。主な理由につきましては、下から5つ目の黒ポツになりますけれども、上下水道舗装復旧負担金5,000万円が新規増でございます。こちらにつきましては、上下水道工事等行った後の本復旧をする分を、今までは水道事業部で実施していたものを市の土木サイドと一緒に実施するというので、負担金として歳入するというふうになったものでございます。

次のページをお願いいたします。8節の消防費雑入のうち、消防団員退職報償金。一番上でございますけれども、こちらは来年度につきましては、消防団員の退職金のほうが減るということで、こちらのほうの歳入も連動して減っているものでございます。

では、次のページをお願いいたします。21款の市債でございます。1項1目の総務債につきましては、檜川支所の移転、それから防災行政無線にかかる起債をこちらに計上してございます。

それから2目の民生債。こちらにつきましては、広丘児童館、それから、ふれあいセンター東部の建設にかかる起債が計上されております。

それから3目の農林水産業債。こちらにつきましては、県営事業負担金というのはため池耐震化にかかわるもの、また国道保全特別対策については土地改良にかかる起債をこちらに計上してございます。

次のページをお願いいたします。4目1節の商工債につきましては木曾漆器振興にかかるもの、2節の観光債につきましては、みどり湖の関係の観光施設の整備と施設の除去にかかる起債を計上してございます。

5目1節の道路橋梁債でございます。こちらにつきましては、いろいろメニューございますけれども、生活道路の整備事業、それから幹線道路整備事業、歩道整備事業、道路施設長寿命化改修事業などに各対象となる起債を充当しているものでございます。次に2節の都市計画債につきましては、1つ目の黒ポツの公共事業等債と4つ目の黒ポツの一般単独事業債、こちらにつきましては、塩尻駅北土地区画整備事業にかかる起債でございます。また、3つ目の黒ポツの一般単独事業債と一番下のものにつきましては、北部交流センターの建設にかかる起債となっております。

次のページをお願いいたします。6目の消防債。こちらにつきましては、消防車両、それから貯水槽、消火栓の工事費等にかかる起債を計上してございます。

7目1節の小学校債につきましては、吉田小学校の改修と桔梗小のプール改修にかかる起債。それから2節の中学校債につきましては、塩尻中学校の改修にかかる起債。それから3節の社会教育債につきましては、文化会館と総合文化センターの改修にかかる起債。それから4節の保健体育債につきましては、新体育館にかかる起債等を計上しているものでございます。

8目の臨時財政対策債につきましては、地方財政計画に基づきまして許可予定額を計上してございまして、金額は3,380万円増額という予定になっております。

歳入は以上ですが、予算書戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。7ページ第2表債務負担行為でございます。債務負担行為につきましては、例年計上しております土地開発公社に対する債務保証と、合併処理浄化槽の改造資金に対する損失補償。それから元気っ子育成支援プラン策定につきましては、30、31年度の2年間で委託するというものなので、こちらに載ってございます。下から3つ目の公共施設管理者負担金につきましては、駅北の土地区画整備事業にかかわるものでございます。下2つは新体育館建設にかかるものということで債務負担行為でございます。

次のページをお願いいたします。第3表は地方債でございます。先ほど歳入の起債でお話ししました各起債のそれぞれの目的、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。予算書の説明は以上です。

○**委員長** それでは、説明を受けた歳入全般の質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○**古畑秀夫委員** 15ページ、市民税。個人のほうはふえるということですが、予想というか、予算が組んでありますが、これは今、なかなか働いている、いわゆる生産年齢っていうか、それがどんどん高齢化で減ってきているというのが現状ですが、エプソンの独身寮があちこちできてるっていうのが背景にあるということがわけですか。ちょっと説明をお願いします。

○**財政課長** 個人の市民税につきましては、平成28年度、29年度続けざまに450人ぐらいの納税義務者数が増加となっております。かなり義務者数がふえているということ。それと29年度の課税実績におきましても、現状の予算額ぐらいの数値が確保できているというようなことの中で、こちらの予算額ということで計上させていただいております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。総務委員会の一番いいのは、歳入の審査面で全課分できますので、しっかり質問をしてください。今回やらなきゃほかの課の分はできないよ。全ての課の分できるでね、これが一番いいところ、総務委員会の。中村委員、何もない。全然おとなしいものでいけないわ。

ありませんか。西條委員、いい。

○村田茂之委員 15ページのところの固定資産税の減というようなお話の中で、地価に関する御説明をされたと思うんですけども、これをもう少し砕いて。環境をどう見ているかっていうあたりから御説明いただければありがたい。

○財政課長 固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産という3つで構成がされております。土地につきましては、不動産鑑定等によりまして平均で約0.3%増という形になっております。土地につきましてはある程度伸びが見込めるというような状況になっております。

家屋につきましては、3年間の減価分をここで落としまするので、その減価率がかなり大きくなっております。最近の新築棟数等につきましては、300棟から350棟が新增築というような状況になっております。そこで非木造家屋等も平成29年中につきましては、余り建築等がなかったというようなことになりますので、家屋分につきましてはかなり減額がされてまいります。

償却資産につきましては、設備投資等の状況を勘案しまして、そちらの合計額からいくと若干減少になるというような形で見込んでおります。

○村田茂之委員 非常にわかりやすいんですが、もう一点。その下の市たばこ税のほうなんですが、減額っていうことなんですが、大体こういうペースで下がってきてるっていうわけですか。

○税務課長 1月ぐらいまでの集計ですが、大体前年対比5%の消費本数の落ち込みというようになっております。こちらにつきましては、平成30年度の税制改正の中でも議論がされております。電子たばこのほうにかなり移行がされているというような状況もありますけれども、消費本数では5%減と。そちらを反映させていただきまして減額という見込みをしております。

○委員長 電子たばこはこれに入らないの。

○税務課長 入っておりますけれども、税率がまだ低い段階ですので、移行すればそれだけ消費本数がふえても税率としては下がってしまうというような状況になっております。

○委員長 一緒じゃないんだね。たばこを愛するものとしては、そこら中のたばこを吸うところに行くと、ほとんどが電子たばこになって、俺ら普通のたばこを吸っている人が全く肩身が狭くなるような感じなんだけど。税率が違ったのは、きょう初めて知った。電子たばこにするか。違うか、逆だ。

ほかにありませんか。

では法人市民税の件で。実は野村のほうの区画整理が工業団地をつくるっていうような、そういう区画整理を計画されていると思うんですが、ちょっとまだここへきて、進捗が遅いような状況の中で、やはり法人市民税を上げるにはそういうのを早く誘致していったほうがいいと思う。私のほうにもいろいろな問い合わせがありますが、まだ野村がどういう状況かわかってないんで、結局いい優良企業もどこか違うところへ行ってしまう。現実には一個あった話が、もう松本の昔の松電のバスターミナルがある、しましまだったか、島内だったか、どこだったっけ。

〔「島内」の声あり〕

○委員長 島内のほうかな。ずっと行った国道ばたの昔でかいドライブインがあったところへ、流通の関係が行っちゃったんだけど、そういう話もあったんだけどやっぱり、そうなる前に早くそうやってどんどん話を進めていかないと、いい企業がどこか逃げて行っちゃうっていうような危険性もあるんで。本日、都市計画課の方いな

いんで、あれですけど。税制を上げたりするには、やっぱり大きい建物も必要になってくると思うんで、その辺も拍車をかけて。もう決まった話なんで、計画がされている話なんで、地域に入っただいて、早急にそういうのを実現していただきたいなと思います。やっとここへきて、北がブドウ園の棚が全部きれいになった。あそこが真っ平になって、非常にすばらしい更地になったということで、ああいうことがなっていくんで、やっぱりそういう話があったら、どんどん進めていってもらいたいというのが希望です。

それから、塩尻もこうやって交通の便がいいんで、そういう話は多分皆さん個々にもお話があると思うし、担当窓口にも優良企業のほうからたくさんお話があると思うんで、そこがだめだったら、また違うところも計画して、どんどんやって、いくらでも、市は市有地持っているんで、やっていただいて、非常にいいエプソンというのがものすごく大きい建物が建って、またもう1棟どこか建てるってうわさもあるんで、その辺で塩尻はもうエプソンの企業城下町だということで、発表してもいいと思うんだけどね。それなりにエプソンに力を入れてやって、お金をどんどん市でつぎ込んでやっていっても、僕は差し支えないと思うんで。この辺ではっきりしたほうがいいと思うんだけど。どんなもんですかね、副市長。

○副市長 おっしゃるとおりでございまして、残念ながら野村桔梗ヶ原につきましては、農政協議が非常に時間がかかっておりまして、あと4年くらい、どうもかかるんじゃないかっていうようなことでございます。私どもも、極力急がせるように、どういう手があるってということで、従前からいろんな手を打ってきております。

御指摘のように、非常に今、設備投資が盛んでございまして、私どものほうにも物流から、それから製造業の関係、あるいは小売業の関係から、用地を探しているんだがどこかないかというようなことでお話がございまして。極力、国道19号沿線というような御要望が強いものですから、今、あいております駐車場とか、あるいは用途の低い部分をあっせんをして、つないでいるというような状況であります。できるだけ早く、野村桔梗ヶ原が12ヘクタールあるわけでございますんで、できるだけ早く開発をして。地権者の関係はほぼまとまっておりますんで、若干まだ支障があるというような人がいらっしゃいますけれども、従前のように六十数パーセントというような同意数じゃございませんで、かなり高くなってまいりましたので、事業化はできるというふうに確信をしております。ただ、そこもこういう情勢だとすぐ埋まりそうな状況なものですから、できる限り用地を探して、見つけて、開発を進めていくと。

ただ、エプソンのように大規模な開発がこれからできるっていうのは、なかなか難しいかもしれませんが、いずれにせよ、エプソンはこれで2棟目で、150億円また設備投資をしていくってようなことで、今のイノベーションセンターの東側に3階建ての、いわゆる捺染技術の工場と研究所を建てるってようなことが発表になっております。それに期待をするとともに、インターの周辺等々の開発の余地があれば、極力早めに手をつけていきたいということで考えております。どうぞ、議員の皆様もそういう情報がございましたら、ぜひお寄せをいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問。

○副委員長 私もエプソンが大変大きくなるとしても、発展があつてことはわかるんですけども。ただ、昨年法人税を一億数千万円返さなければならなかったっていうような事態で。エプソン本体が大丈夫でも、たとえば何かふとした拍子に、ある関連する会社がついていうこともあって、私もちょっと驚いたんですけど。

今、これだけ円高が長期に進んでいて、輸出産業を巡って関連のある企業ってのは心配がないだろうか。それから同時に輸入のほうも盛んに入ってきますよね。そうすると、輸入のほうで例えばワインだとか、競合するような食品なり製品などが入ってきた場合に、市の収入に影響はないだろうかというふうな気がするんです。その点はいかがなんでしょうか。

○副市長 答えられる範囲で。エプソンは売り上げも上がってまして、利益も出ておりますが、エプソンが買収した会社でイメージングデバイスっていう会社がございます、ここをソニーに売却をいたしました。その償却が数百億円残っております、実は、利益からその償却をしていかなくちゃいけないというようなことで、法人税が出てこないというのが現状でございます。したがって、業態は新聞で御承知のとおり売り上げも上がっておりますし、利益も上がってはおりますけれども、そんな償却の中で、純利益として計上されないんで、法人税が出てこないというのが現状でございます。エプソンの関係につきましては、いろんな関係者からお聞きしておりますけれども、円高については海外シフトが進んでおりまして、製造のラインにつきましては、ほとんどがヨーロッパとかアジアにシフトをしているというようなことで、円高になってもさほど大きい影響はないし、1000円を切らないような円高であれば十分営業ができるというようなお話は承っております。

それから、円高になってきたときの、輸出、貿易の自由化等々もございまして、正直言って、ちょっとまだどれだけの、例えばワイン産業がEUとの貿易協定によって、どれだけの影響があるかっていうようなのは、ちょっとまだはかり知れないところがございますけれども、私どもとしては、塩尻の今のワインあるいは食品の状況の中では、そんなに大きい影響があるとは考えられないなというふうに思っております。今も安いワイン、どんどん入ってきておりますんで、それに対抗しているような塩尻の品質のワインというか、そういうことではないんだろうなというふうに考えております。ただ、油断はなりませんので、できるだけブランド力を高めて、きちっと付加価値が取れるような産業に育てていっていただきたいなあ、というような願いでございます。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。よろしいですかね。

それでは、質疑を終了いたします。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので議案第23号平成30年度塩尻市一般会計予算中当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号中当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本日の委員会は終了とし、明日午前10時から再開をいたします。大変御苦労さまでした。

午後4時21分 閉会

平成30年3月6日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長

印